

午前十時 開会

○中村委員長「おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長「会議録署名者として、青木一功委員、一ノ瀬裕子委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四人を指名させていただきます。

次に、二月二十七日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覽及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付いたしております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長「今回の定例県議会に提案しております政策部関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、予算議案について申し上げます。

補正予算の主なものとして有明海漁業振興事業費補助につきましては、有明海漁業振興・補償基金を活用し、有明海漁業の振興を図るため、佐賀市が実施する漁港舗装事業等における県有明海漁業協同組合の負担金に対し補助するものです。

地域防災緊急整備事業費につきましては、災害対策力強化のために必要な避難所資機材の整備や関係団体が実施する災害時の支援に必要な経費を補助するものです。

次に、当初予算の主なものです。

「さがSociety5・0推進事業費」につきましては、最新の映像、音

響技術を活用したプロスポーツの新たな楽しみ方の実証や、県、市町における行政デジタル化のモデル事例の創出に取り組むものです。

「連携企画推進事業費（宙^{そら}への扉プロジェクト）」につきましては、JAXAの衛星データと民間企業のドライブレコーダーデータの情報をAIで解析した道路インフラ管理モデルの構築に向けた実証や、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を促進するためのスタートアップ支援を行うものです。

肥前鹿島駅エリアプロデュース事業費につきましては、国内外からの人の流れを創出するための肥前鹿島駅周辺のエリアづくりや新駅舎を整備するものです。

アウトドアアクティビティ創出事業費につきましては、唐津・玄海が誇る自然を活用したアクティビティを創出して、交流人口の拡大や地域振興につなげるため、「KMAP」、唐津マリンアクティビティパークの運営やアクティビティの充実、イベント開催などを行うものです。

県立大学設置「具体化プログラム」推進事業費及び佐賀県立大学整備事業費につきましては、令和十一年四月の開学を目指す佐賀県立大学の設置に取り組むための経費です。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

乙第三十四号議案「請負契約については、仮称でございますが、肥前鹿島駅新駅舎の建築工事につきまして、予定価格が一件五億円以上の工事請負契約であるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条の規定により、あらかじめ議会の議決を得るものです。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長「今回の定例県議会に提案いたしました総務部の議案の概要を御説明いたします。

まず、予算議(案)について申し上げます。

補正予算の主なものといたしまして、修学旅行支援事業費につきましては、物価高騰対策のため、県内の私立高等学校等で今年度実施された修学旅行に係る経費を支援するものです。

次に、当初予算の主なものです。

学校給食費等支援事業費補助につきましては、物価高騰対策のため、県内の私立高等学校等に対し、寮の食事の材料費等を補助するものです。

高校一年生スタートサポート事業費につきましては、物価高騰対策のため、県内の私立高等学校等への入学に必要な経費を支援するものです。また、先ほどの修学旅行支援事業費につきましては、当初予算のほうでも計上しております。

土地取得特別会計への繰出金につきましては、令和八年度の地方財政計画に対応して土地開発基金に積み立てをするためのものです。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

乙第二号議案「佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例(案)」につきましては、警察の職員のうち、その他の職員及び地方公営企業の職員を増員するものです。

乙第三号議案「佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等を踏まえまして、旅費の支給額を出張及び赴任の実態により即したものとするため、見直すものでございます。

乙第四号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)」につきましては、生理の際の休暇を取得しやすいう休暇の名称を変更するものです。

第六号議案「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する

条例案」につきましては、地域未来投資促進法に基づき、県が承認した事業計画の県内投資について課税免除を行うものです。

乙第二十七号議案「包括外部監査契約の締結について」につきましては、地方自治法に基づき、包括外部監査契約を締結するものです。

乙第三十七号議案「人事委員会委員の選任について」につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するものです。

以上、今回提案いたしました総務部の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長〓おはようございます。本議会に上程しております警察関係の令和七年度二月補正予算議案について、その概要を御説明申し上げます。

二月補正予算におきます警察本部の主な事項として、防犯対策強化事業費の増額や職員給与費、警察庁舎改修費の減額など各事業の年間必要額を踏まえ、総額八億三千三百六十七万三千円の減額を願っております。また、繰越事業として防犯対策強化事業費一千八百八十四万円を令和八年度に繰り越すこととしております。

以上が令和七年度二月補正における警察関係の予算議案の概要であります。

続きまして、令和八年度当初予算関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

予算議案について申し上げます。

令和八年度当初予算における警察本部の主な事項として、職員給与費、警察庁舎の維持管理、犯罪捜査の関連経費、交通安全施設の整備など、総額二百四十七億九百五十九万五千円の当初予算を願っております。

そのほか、警察用航空機の点検整備に係る請負契約のため、一億二千百十九万九千円を限度額とする債務負担行為を、また、運転免許試験場の技能試験車両の購入のため、三千五百二十五万二千円を限度額とする債務負担行為の設定

をそれぞれお願いしております。

予算外議案について申し上げます。

科学捜査研究所におけるDNA型鑑定及びサイバー犯罪対策課におけるデジタルフォレンジックに関する技術的専門職員を増員することにより科学捜査力及びサイバー事案対処能力を強化し、県民の安全で安心な暮らしを守るための体制を確立するため、「佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例(案)」の上程をお願いしております。

以上が令和八年度当初予算における警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長「ありがとうございます。」

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○木村委員「皆さんおはようございます。公明党の木村でございます。」

今回、私は一項目のみ質問をさせていただきます。

マリンアクティビティの創出についてということで、何点かお尋ねをさせていただきます。

この佐賀県におきまして、静かなる危機と言われている問題、それが人口減少の問題でございます。このところ、人口動向に関する報道に接する機会が増えておりまして、厚生労働省が二月二十六日に発表した二〇二五年人口動態統計速報値では、佐賀県の出生数は前年と比べ二百十五人減少の四千八百七十八人となりました、これは十三年連続の減少ということであり、この減少傾向に歯止めはかかっていないということであり、一方、総務省が二月三日に発表した、これも二〇二五年度の住基台帳人口移動報告によりますと、陸上自衛隊佐賀駐屯地の開設によりまして転入者が増えたこともあって、二年ぶりの転入超過という報道でありました。

このように、自然動態、社会動態という見方によりまして、それぞれの状況に違いはございますが、二月二十七日に県が発表した推計人口というものがございまして、本年二月一日現在では七十七万九千六百九人となり、七十八万人を切っております。定住人口が減少していく中におきまして、観光やスポーツなどで地域を訪れてくださる交流人口を拡大していくことは、地域経済の維持と活性化の重要なキーポイントとなっております。いかにして地域へ人を呼び込むか、各地域がしのぎを削る中にありまして、佐賀県におきましても、地域資源の磨き上げによりまして付加価値を高め、来訪者を増やす取組が様々に行われているものと認識をいたしております。

今回、そのような取組の一つであります、唐津市の海を持つポテンシャルを生かしたマリンアクティビティ創出事業についてお尋ねをいたします。

御案内のとおり、唐津市はヨット競技におきましてオリンピックの銀メダリストを輩出するなどマリンスポーツがもと盛んな土地柄であり、唐津市の湊地区の立神岩周辺におきましては、九州でも有数のサーフィンスポットとして知られております。しかし、昨今では、そうした高い技術を要するものだけではなくて、SUPやシーカヤック、ビーチヨガなど気軽に楽しめる海辺のレクリエーションを楽しむ方を見かけるようになってまいりまして、唐津の海を楽しむ方というのは少しずつ変化をしてくているという印象を持っております。

そのような中で佐賀県では、こうした唐津の海でマリンアクティビティを通して盛り上げていく事業、「KMAP」事業に取り組みされておりますが、改めてこの事業目的について、まず確認をさせていただきたいと思っております。答弁を求めます。

○納富政策企画監「おはようございます。委員会最初のトップバッターになりますので、木村委員からの御質問に少しだけ前置きをさせていただきます。思います。

私はこの二年間、「KMAP」事業を担当させていただき、唐津の関係者と意見交換をしながら、人間関係等をつくりながら事業を進めてまいりました。皆さん唐津の海を愛し、活用していくことについて、すぐ前向きで強い思いを持っていらつしやいます。もともと唐津の海を活用して頑張っている方もたくさんいらつしやいます。そういった思いに応えるべく、海を生かしながら盛り上げの大きな波をつくっていきたくと考えております。

前置きが長くなりましたが、マリンアクティビティの創出についてお答えさせていただきます。

まず、事業の目的についてになります。

唐津・玄海エリアは、世界に誇る美しい海、そして、その海に隣接する形で国内唯一の国指定特別名勝の松原である虹の松原をはじめ、七ツ釜、波戸岬、鏡山などの自然景観、唐津城をはじめとした城下町の歴史的建造物など、自然や歴史、文化などが集まった、圧倒的なポテンシャルを持つ誇るべき資源にあふれているエリアになります。その中でも、唐津の海につきましては、その価値をさらに磨き上げるによりまして、もっと輝きを増すのではないかと考えたところになります。

そのようなことから、唐津・玄海が誇る自然を活用し、エリアの付加価値を高め、交流人口の拡大を図ることで地域の活性化につなげていくことを目的としまして、オープンエアで楽しめる新しいコンテンツとしまして、マリンアクティビティの創出に取り組むこととしたところ です。

以上になります。

○木村委員 個人的な思いも添えていただきありがとうございます。

もともとポテンシャルはあるわけですが、今回、そこにこのマリンアクティビティというものが加わるることによって地域ブランドの価値も本当に高まっていったって、注目をしていた方が増えて、交流人口の拡大につながるこ

とが本当に期待をされるなど思っております。

本事業の目的について御答弁いただきましたが、目指す姿についてお伺いをしておきたいと思えます。

交流人口の拡大を進めるに当たりまして、具体的な目標を持ちながら取り組んでいただいているものと思えます。どのような考えで進めておられるかお伺いをいたします。

○納富政策企画監 唐津・玄海エリアのマリンアクティビティの充実を図り発信していくために、エリア全体を「唐津マリンアクティビティパーク」と称し、その頭文字をとりまして「KMAP」事業と呼びまして事業を進めてまいっております。

この「KMAP」事業におきましては、将来を見据えながら段階的にステップアップさせていくこととしておりまして、令和五年度から令和七年度をフェーズ1の種まき期、令和八年から令和十年をフェーズ2の盛り上げ期、令和十一年からフェーズ3の発展期の三つのフェーズで事業を展開させていただきます。

もともと唐津には全国レベルのセーリングの選手や指導者が多く、この方たちがマリンアクティビティ事業の担い手となりまして、将来的にはその指導者たちが次世代のアスリートを育てるという好循環をつくり出すことを目指しております。また、ビーチに日常的に人が集うことで、唐津市街地への周遊など地域の盛り上がりにもつながっていくと考えているところです。

なお、事業を持続させていくことを考えますと、事業の収益化についても必要だと考えているところです。

目標という話がありました。実際の数値目標ということではございませんが、収益化に向けた試算を私どもが行ったところ、マリンアクティビティの年間での利用者数が約千五百人になりますと、利用料金だけで運営費を賄うこと

ができることとなっております。

以上になります。

○木村委員Ⅱ具体的な数字も触れていただきました。にぎわいだけではなくて、先ほど御答弁いただいた中に特に注目しましたのが、いわゆるスポーツメンターの方かと思いますが、アスリートの方の活躍の場、雇用の場にもつながっていく要素があるということで、幾重にも意義のある取組だということで理解をいたしました。

ただ、その根底にありますのがやっぱり収益性というところで、後でまた議論をさせていただきますが、年間約千五百名が来訪していただければ、めどが立つというお話でございましたので、そこをしっかりと担保していくことが必要だというふうに思っております。

ただ、最初の立ち上げのところは県でやっていただくわけですが、やがては民間事業者に担っていただきまして、雇用の問題とか、スポーツメンターの方が活躍していくという継続性というものもしっかり地元で運営をしていただくことが必要だというふうに思っています。

高い理念の下で展開をされている「KMAP」事業でございますが、令和五年度から取組を行っていただいているものと認識をいたしております。

そこで、事業成果についてはどのように評価をしておられるのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱこれまでの取組について御説明をさせていただきます。

これまでの令和五年度から令和七年度の事業、フェーズ1、種まき期の段階の事業を進めておるところでございます。

取組としては、初年度となる令和五年度につきましては、「KMAP」事業の基本構想の策定、ホームページの制作、SUP等の機材の購入などを行っております。

令和六年度につきましては、SUPやシーカヤックなどのマリンスポーツ体験をスタートさせるとともに、西の浜でのビーチイベント「Grand Blue」を初開催しております。また、地元の関係者とのネットワーク構築なども行っているところです。

今年度、令和七年度につきましては、令和六年度の取組に加えまして、令和八年度からのパラセーリングの運航に向けた準備などを行っているところです。実績を見てみますと、マリンスポーツ体験者数につきましては、令和六年度は二百四十四人、令和七年度は現時点で前年の二倍近い四百三十四人となっております。

ビーチイベント「Grand Blue」の来場者数につきましては、令和六年度は四千八百人、令和七年度は前年度の二倍を超える一万一千四百人と着実に増えているところです。

イベントの開催につきまして地元の方にお話を伺いましたところ、「西の浜にこんなに多くの人が集うとは思っていなかった、とてもうれしい」、「こんなに人が集まるのであれば、来年度はぜひ出店したい」など、うれしい声もいただいております。また、イベント終了後には、唐津駅周辺の飲食店への人の流れが見られたり、近隣の宿泊施設にも多くの方が宿泊されたりしていると聞いているところでございます。

このように、令和五年度からの三年間の種まき期のフェーズとしては一定の手応えを感じております。

一方、将来に向けた運営体制づくりにつきましては、今後、強化していく必要があると考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱフェーズ1を中心に事業成果について御答弁をいただいたと認識をしております。

来場者も増えていきますし、体験イベントも増えているということで、少しづつではありますけれども、唐津はマリンアクティビティができるとか、何かあそこに行けばいろいろやっているというような認知度というものが上がってきているのではないかとというふうに思っています。

課題についても少し触れていただいておりますが、令和八年度事業について今回提案をいただいているわけでございます。当然ながら、これまでの取組とか課題を踏まえまして展開をされていくものと思えますが、どのようなことに実際に取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ来年度、令和八年度につきましては、令和八年から令和十年のフェーズ2、盛り上げ期の初年度となります。「KMAP」事業の目指す姿の実現に向けまして、その取組を加速させていく時期と位置づけしております。そのため来年度につきましては、集客の起爆剤として、非日常感を味わえる人気のアクティビティであるパラセーリングを導入することにしております。

パラセーリングについて少し御説明をさせていただきますと、パラセーリングは、専用のパラシュートを装着いたしましたし、船に引っ張られることで空へ舞い上がり、空から虹の松原や唐津城の絶景を楽しむことができます。体力的なものや技術的なものが不要であることから、子供から大人まで幅広い年齢層が気軽に楽しめること、水にぬれることがないため、夏以外のシーズンも運航できる期待のアクティビティとなっております。

また、夏のビーチイベント「Grand Blue」につきましては、地元と連携して事業を進めていくために、県、唐津市、商工団体、漁業団体などで実行委員会をつくって開催することを予定しております。それぞれの団体が持つ強みをしっかりと生かしながら、集客や出店、周遊などで相乗効果を生み出してビーチイベントを一緒に盛り上げていきたいと考えているところです。

○木村委員Ⅱ大きく二点御答弁いただいたかと思えます。

昨年、私、ビーチイベントのほうは、実際は足を運んでいないんですけども、聞くところによりますと、夜の時間帯に行われたバブルパフォーマンスショーというのが大変好評だったと伺っております。今年もやられるか分かりますけれども、もし実施されるのであれば、ぜひ見てみたいと思っておりますし、先ほど御紹介いただいたパラセーリング、大変興味を持っております。質問する前にも思っており、昨日夕方、改めて西の浜のほうに行ってみました。かなりの強風が吹き荒れておりまして、誰も人はいませんでしたけれども、この空間で実際に唐津城をバックにパラセーリングが上がっていく光景を想像しております。

このパラセーリング、今少し御説明をいただきましたが、調べてみますと、大体旅行サイトの上位に出てくる有名スポットは沖縄県がかなり出てまいります。そして、九州本土内でどこかやっているんだろか調べますと、熊本、天草市のみでありました。人気のあるアクティビティであります。他の地域でも導入をされているんだろかと思っておりますが、意外にやっているとこが少なく、少々驚きました。しかし、実際にはそうではないというところが高いハードルがあるのかなとも感じたところです。

そこで、今回唐津市での導入を決定するに至った経緯、そして、理由について次にお尋ねをしたいと思います。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングにつきましては、多くの集客により収益化の柱となることを見込めることなどから、導入について検討をまず始めました。ほかの地域でもっと実施されてもいいのではと思うというお話をいただきましたけれども、私ども、検討に当たりまして、先ほど御紹介いただきました九州で唯一パラセーリングを運航されている天草の事業者にお話を聞きましたところ、参入が進まないのは、海の環境もありますが、初期投資としての専用の船を準備することが一定のハードルになっているのではないかと御意見を

がありました。さらに、ほかの関係者から意見を聞くなどの情報収集を行ったところ、唐津は福岡都市圏に近く県内を含めて集客が期待できる、唐津の海は湾内の穏やかさを表す静穏性が高く、パラセーリングに適している、虹の松原や唐津城などの絶景スポットがあるなどの好条件がそろっております。

また、近隣では、福岡市につきましては、博多湾が九州一の商業港であり、航路が混み合っただけでなく、また、糸島市につきましては、漁業者の協力が得られないことであつたり、ハーバーなどの拠点が無いなどの事情もありまして、実際の導入は難しく、近くに競合エリアがないことも利点の一つと考えたところです。

加えまして、担い手としましてセーリングの指導者などを雇用する場となり、SSPの推進という効果も期待できるという理由などから、導入のほうを進めるようにしたところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱほかの地域に比べ、かなり唐津は優位性があるということと理解をいたしました。ということは競合するところが今後現れないという理解もするんですけども、そういった意味で、だからこそしっかり収益を上げていかなくてはならないなとも思ったところでもあります。

このパラセーリングを唐津で展開するに当たりまして、他の地域よりも優位性はあるという御答弁でありました。広くアピールすることも大事でありますけれども、どのような方が利用なさると想定をされておられるのか、収益性を高めていく上でターゲットを絞った上での広報が重要だと考えておりますが、どのようなお考えなのか伺いたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの利用者について実際に営業されている沖繩の事業者に話を聞いたところ、若いカップルや友人が約六割、ファミリー層が約三割、シニア世代が約一割ということでした。

沖繩とは実際には利用者層が若干違ってくると思いますが、メインの利用者は若者、ファミリー層と考えており、その層に届きやすいSNSなどを中心にした広報が効果的ではないかと考えております。

また、シニア世代にも楽しんでもらえるコンテンツになっておりますので、近隣のホテルとの連携を中心に情報の展開をしていきたいと考えております。

いずれにしても、パラセーリングは幅広い世代が楽しめるコンテンツでありますことから、多くの人に御利用いただけるように、各種媒体を活用しながら効果的な集客を行っていきたくと考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱ若者、ファミリー層への効果的なアピールということとありますが、やはり最初に御説明をいただいたように、このアクティビティーは海に入ることなく楽しめるというところがいいのかなというふうに思っています。どちらかというと、マリンスポーツを敬遠しがちだった方たちにはしっかりとアピールをしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

実際にこのパラセーリングを周知によって知り得て体験したいと思つた方、こうした方々のアプローチの方法、予約のことですけれども、どのような手法を考えたのか伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの予約の方法についてになりますけれども、まずは観光関係の予約サイトについて検討しておりますが、観光関係の予約サイトにつきましては、情報が広く届きやすくなるほか、予約の対応や支払いの面ではメリットがございます。一方で、サイトのシステム利用料として手数料を支払う仕組みになっております。

このようなことから、現在の稼働状況を考え、現時点では、SUPであつたり、シーカヤックなどのマリンアクティビティの予約は「KMAP」のホームページから直接行っているところです。

しかしながら、パラセーリングとなると、これまで以上の予約が想定される予約サイト利用のメリットが大きくなると考えられることから、大手の予約サイトを活用することを考えております。具体的には、サイトによって手数料や対応の違いがあることから、利用のしやすさなどを比較検討した上で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○木村委員Ⅱあえて大手旅行サイトを活用することで認知度も上がるというふうに思いますので、よく研究をして進めていただければというふうに思います。その予約サイトを通じて、今後、多くの方が御利用いただけるものと期待をするところではありますが、先ほどターゲットを絞ってアプローチをしていく上で、気になりますのは利用価格であります。非日常体験ができるということではございますが、しっかりと事業の採算性を見据えた設定が必要になってくるかと思えます。年間通して楽しめるものでもないかなど。悪天候もございまして、稼働日数、あと、付け焼き刃の知識ですけれども、大体一名から三名ぐらいが乗れるのかなという認識を持っています。人数によっても価格帯は変わると思いますが、小さいお子さんですと六歳ぐらいから、シニア世代でも限度あるかもしれませんが、様々な価格帯があるのかなというふうに思っています。

先ほども申し上げましたが、この事業の採算性を見据えた価格設定についてはどのようにお考えなのか伺いたします。

○納富政策企画監Ⅱ価格設定についてお答えさせていただきます。

パラセーリングの導入につきましては、県で行いますが、いずれ地元の事業者などに引き継いでいきたいと考えておりますので、価格につきましては、採算性を考え、当初からサービスの価値に見合うものにする必要があると考えております。

他県の事例を御紹介いたしますと、パラシュートにつながるロープの長さで金額が変わってくる事例が多くございます。一番人気であるロープ二百メートルのコンテンツになります。沖縄では平均して一万円から一万二千元、天草では一万円となっております。価格につきましては、採算性をベースに他県の事例も参考にしながら決めていきたいと考えております。

以上になります。

○木村委員Ⅱロープの長さで変わるんですね、そういう認識がなかったものですか。

大体相場が一万円ということで、海に入らなくても上空からこの景色が堪能できるという非日常体験と、先ほどの価格設定がどのように受け入れられているか、このターゲット層に対して、今後も注視してまいりたいというふうに個人的に思っています。

このパラセーリングの運営について質問いたしますが、何回も紹介していただけます。熊本の天草市におきましては、民間の方が大変御苦労なさって、長年休止となっていたものをクラウドファンディングで資金を募り、ようやく再開にこぎ着けたと、民間の動きとして展開をされていると伺っております。

佐賀県の場合には、行政の施策としてスタートを切ることにありますが、運営に当たりますには、インストラクターであったり、ボートの運転など、雇用も発生してまいります。そして、当然ながら、予約の管理なども重要になってまいります。どのような形で運営をしていくのかお伺いたします。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングの運航や予約の管理などは、現在の「KM AP」事業の委託先である佐賀県ヨットハーバーの指定管理者でもあります。「SAGA MIRAIプロジェクトJV」、こちらは株式会社城ヶ島、昭和自動車株式会社、合同会社コンパウンドのJVになります。そちらのほうが行うことを考えております。

また、運航に当たって従事するインストラクターにはセーリングの指導者を中心に現在調整を進めております。

このほか、ボートの操縦につきましては、海域での船の運航にたけております地元の玄海漁協の漁業者の皆様にごできないかということで調整をさせていただいているところです。

運航に当たるスタッフにつきましては、パラセーリングの仕組みや気象条件、安全対策、法規制等についての学習の機会を設けるとともに、ボートの操作技術、パラシュートの取り扱いなどの実技トレーニングを沖縄から運航スタッフを招いて行うなどしまして、安全対策をしつかりと行った上でスタートさせたいと考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱ指定管理者の方が担っていただく上で、雇用も発生いたしますし、何よりボートの操縦のところを特に注目いたしました。やはり西の浜の海をよく形状を御理解なさっておられる方が担っていただくということが非常に重要だなど、そしてこの漁業者の方の収入にもつながっていくところが大変意義のあるところだというふうに思っております。

こうしたパラセーリングについては、本当に期待値が高まっております。価格設定についても御答弁いただいておりますが、観光商品としての組み合わせとか、様々なことでセット販売とか、いろんなことも加わってくるのかなど、大変期待が高まるところであります。

そうしたことも含めて、やる意義とか唐津で展開する意義、こうしたことについて地元の皆様に説明を続けてこられたと思います。どのように行ってきたのかということ、また説明会に来られた方の受け止めについても、あわせて御答弁をいただきたいと思えます。

○納富政策企画監Ⅱパラセーリングで使用するボートは、大型で高出力のエン

ジンを搭載しております。航行中に発生するエンジン音やパラセーリング体験中の参加者の声、インストラクターの指示の声が周囲に響くことも考えられます。そのため、運航エリアにつきましては、住宅地から離れた場所を選定した上で、早朝であったり、深夜の航行は避けるようにしております。このことについて、事前に地元住民の代表の方に説明を行い、地元の方からは、御理解をいただいているところです。

また、海沿いのホテルにつきましても個別に説明を行わせていただいております。ホテルからは、宿泊者への御案内のほか、先ほどお話ありましたけど、宿泊プランとのセットで組み込みながら販売していく方法について、一緒に考えていきたいと思います。ということで好意的な御意見をいただいているところです。

このほか、唐津市や地元団体、商工団体など、連携しながら事業を進める関係者にもしっかりと情報共有を行いながら準備を進めているところになっております。

以上になります。

○木村委員Ⅱ西の浜周辺、昨日、改めて行って気づきましたけれども、幾つかのホテル、小規模ですけど、開業が続いております。結構なお客さんいらっしゃってました。観光事業者の皆さんが積極的に受け止めていただいていることは非常にすばらしいことだというふうに思っています。

地元でぜひお金が落ちていくような展開になればと期待をするところでもございます。夏に限らず、このパラセーリングというものを目当てに宿泊してくださる方が増えてくることも期待をしたいというふうには、あわせて思っているところでございます。

今後のことなんですけれども、このマリンアクティビティ創出事業の進め方についてであります。

行政が主導して、民間を取り込みながらやっていく動きにつきましては、一過性のものであってはならないというふうに思っています。しっかりと定着をさせていくことによりまして、そのためにも県や市、そして関係団体がしっかりと連携を重ねていくことが大変重要だというふうに思っています。

そこで、地元との連携についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ「KMAP」事業の効果エリア内で広域的に波及させるとともに、将来的には地元に着着をさせていくためには、地元の皆様としっかりと共通認識を持ちながら事業を進めていくことが何より大切と考えております。

そのため、唐津市をはじめ、地元で海辺の利活用に関する活動を行う団体が集まりました。「唐津里浜づくり推進協議会」とも連携いたしました。西の浜の活用について意見を行う場として、私どもコネクトミーティングと呼んでるミーティングがあるんですけど、このコネクトミーティングを定期的に開催しておるところです。

また、地域としての盛り上がりとなるよう、地域貢献活動に取り組むNPOや地域住民の方にも参画いただきまして、ワークショップなども開催してまいります。

こういうことを行いながら、西の浜の未来を共に描く仲間づくりや地域全体で盛り上がっていくための体制づくりを進めてまいりました。そのような動きもありまして、先ほど御答弁させていただいたように、地元関係者との実行委員会を設立するということにもなりました。

また、繰り返しになりますが、パラセーリングの運航に当たりましては、セーリング指導者や地元の漁業者の皆様としっかりと協力してやっていきたいと思っております。

今後も、地元の皆様の意見を聞きながら、多くの人を巻き込み、事業を推進していきたいと考えているところです。

以上になります。

○木村委員Ⅱビーチイベントの開催につきまして、実行委員会に地元の方を巻き込んでいくという御答弁もいただいておりますので、そうしたところが核となつて、NPOの方々も含めて、推進力となつていくような連携をぜひ深めていただきたいというふうに思っています。

本日、私の最後の質問に移らさせていただきますが、このマリンアクティビティ創出事業につきましては、御答弁いただきましたように、フェーズ2の盛り上げ期にございます。これからさらに盛り上げていった上で、令和十一年からはフェーズ3、発展期という御答弁でございました。

掲げていただいております将来像の実現を図っていくためには、この唐津のみが持っているポテンシャルをさらに引き出すための磨き上げが重要になってくるかと思えます。

今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○納富政策企画監Ⅱ今後の取組についてでございますが、まずは四月下旬からスタートするパラセーリングをしっかりと軌道に乗せることに注力をしていきたいと思っております。その後、七月下旬に開催いたします、三回目となるビーチイベント「Grand Blue 2026」につきましては、実行委員会のメンバーと共に準備を行い、前回以上の盛り上がりを目指し、このビーチイベントが地元で愛されるものになるように育てていきたいと思っております。

また、「KMAP」事業が盛り上がりを見せる中、次なる取組といたしましては、「KMAP」のフラッグシップエリアとなる西の浜につきまして、西の浜を日頃から人が集えるような場所に変えていくために、遊歩道やトイレ、シャワー、日除けとなるパーゴラ、イベント広場などの整備にも着手していき

たいと考えているところです。

このような取組を通しまして、唐津の海の新たな風景をつくり出し、フェーズ3、令和十一年からの発展期での目指す姿の実現に向けまして、令和五年度から積み重ねてきた県の動きが波紋のようにエリア全体に広がり、それが大きな波となっていくよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○木村委員Ⅱありがとうございます。

知事答弁でも今議会冒頭でありましたけれども、こういった唐津の海のすばらしさが海外の方にもぜひ伝わっていくように期待をしたいというふうに思っています。

実際昨日また現地に行ってみましたけれども、唐津ヨットハーバー付近で駐車場もありはしますけれども、あの西の浜エリアにアクセスする道路とか駐車場、そういったところも含めて、入りやすいとか、なかなか道路沿いから見えないエリアにもなっていますので、少し工夫をしながら進めていただきたいなということをおもっています。

いずれにいたしましても、地元経済が潤うような施策となりますことを期待しておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいことを申し上げます。して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○土井委員Ⅱ皆さんおはようございます。「自由民主党ネクストさが」会派の土井敏行でございます。

委員長に発言の許可を得ましたので、本日の総務委員会、大きく四項目にわたって質問させていただきます。

早速質問に入ります。

問いの1は、肥前鹿島駅周辺整備事業についてであります。

肥前鹿島駅周辺整備事業につきましては、単なる駅舎の改修ではなく、県、地元自治体であります鹿島市、太良町、そして地元住民が一体となって取り組む地域づくりの事業として大変期待をしているところであります。

令和五年十一月に鹿島市内に開設されたKATAラボに常駐する職員が、日頃から地域の中に入り込み、地域をよくしたいという思いを聞き、人と人をつなぐことで様々な取組が生まれてきています。大変ありがたく思っているところであります。

また、去る二月十一日に開催されました「かしたら未来フェス」には私も参加をしましたが、多くの地元住民が参加し、地域の食の魅力や体験型の観光資源と結びついたスローリズムの具体的なイメージを共有する場となりました。地元の食を絡めたイベントというのはなかなかいいですね。効果的だというふうに思います。

こうした動きから地域づくりに向けた機運が着実に高まりつつあることを実感したところであります。

ところが一方で、地域全体を見渡せば、地域づくりの事業であるにもかかわらず、いまだ駅舎の改修だけを行う事業と受け止められている住民もおられますなど、事業の趣旨が十分に浸透しているとは言えない状況も残っており、今後の課題であると考えています。

私は、新しい肥前鹿島駅は、鹿島、太良の様々な取組や地域資源といったスローリズムの要素をつなぐ、いわば地方創生の基地のような存在だと思っています。そのような場をつくるためには、地元の観光協会や商工団体、さらには農業者や漁業者、若い世代を含めた多様な人をつなぎ、地域一体で取り組むことが大切であると思います。別の言い方をすれば、力と力をつなぐ場で、より大きな力を生むところ、また、思いと思いをつないで、より強い思いをつくる場だというふうに思います。

つきましては、肥前鹿島駅周辺整備の現在の状況と、今後どのように地域と連携しながら進めていくのか、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず、一項目めですが、事業の目的についてであります。

肥前鹿島駅周辺整備事業の目的はどのようなものか、改めてお伺いしたいと思います。ふうに思います。

○副島政策企画監Ⅱお答えいたします。

事業の目的についてでございますが、委員からもありましたとおり、肥前鹿島駅周辺整備事業は、単なる駅の整備ではなく、自発の地域づくりと一体的に、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として展開するものでございます。このプロジェクトの目的は、地域づくりです。鹿島・太良地域の本物の地域資源をゆつくり、じっくりと味わうスロートゥリズムを楽しめるエリアをつくっていくこととしております。

スロートゥリズムは、観光スポットを団体で訪問する、いわゆる従来型の旅行ではなく、旅行者が、地元の方々がふだん使いする飲食店や商店に立ち寄りながら地域を巡り、その地域の日常や生活文化、地元の人との出会いを楽しむ新しい旅のスタイルです。

スロートゥリズムの資源は、地域そのものです。地域づくりの動きを加速させ、地域の価値そのものを向上させることを目指すこととしております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。常に目的を忘れないように、きちっと広く伝えていかなければいけないというふうに思っています。

二項目めですが、肥前鹿島駅エリアに設ける機能と事業の進捗についてお伺いします。少し細かく分けて、分かりやすく質問したいと思います。

一点目は、新駅舎についてです。

新駅舎に設ける機能といますか、果たす役割はどのようなものかお伺いし

ます。

○副島政策企画監Ⅱまず、肥前鹿島駅エリアはスロートゥリズムのフロントとなるよう整備を進めております。改札、駅務室などの駅機能に加えて、鹿島・太良地域の各地を回遊してもらおうための様々な仕掛けを設けることとしております。

新駅舎につきましては、肥前鹿島駅をフロントに、鹿島・太良地域全体で「沿線えきやど」という仕掛けづくりにチャレンジをしていくこととしております。

「沿線えきやど」については、鹿島・太良地域全体を面的なホテルと捉える新しい概念でございます。旅行者が肥前鹿島駅をフロントに、鉄道などを使つて鹿島、太良の各地の宿に滞在しながら、宿を起点に、地域の自然や食文化などをゆつくり、じっくりと味わう旅を楽しむものとしております。

この「沿線えきやど」を具現化するため、新駅舎の中にも七室の客室を備える「沿線えきやど」を設けることとしております。あわせて、鹿島、太良各地の多様な宿泊施設と連携するなどして、地域全体で「沿線えきやど」をつくっていきたくと考えております。

さらに新駅舎には、地域の案内役を務めるコンシェルジュや地元食材を使った飲食スペース、地場産品を扱うショップなどを設けることとしております。宿泊客や立ち寄られる方に地域の食文化などを発信し、鹿島、太良のすばらしい地域資源を知っていただくきっかけになる場としていきます。

また、旅行者や地域の人にとっても自然と集いたくなる場所として、旅行者がゆつくりと旅の計画を練ったり、学生が友達と学習をしたり、地域団体の方々がイベントをしたりといった多様な使い方ができるように、ホテルのラウンジのような心地よく、大人から子供まで思い思いに過ごせる場所となるよう、空間づくりを進めていきたくと考えております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。私の家の近所にも空き家が宿になったりして、いつも外国人の方で満杯になっておりますので、今、そういう需要がかなりあるんだということを強く感じているところであります。この機能をぜひしっかりと果たすようにしていただきたいなと思います。

二点目は、復原駅舎についてであります。古い駅舎があります。この古い駅舎の活用をすることで、復原駅舎に設ける機能というのはどういうものなのかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱ現在の駅舎につきましては、昭和五年の肥前鹿島駅舎開業時から、地域の象徴として愛されている駅舎であります。この駅舎を大事にしたいという地域の思いをつなぎ、開業当初の駅舎の形に復原し、検証をしながら、新しい広域観光案内の拠点としていきたいと考えております。あわせて、バス、タクシー、レンタサイクルなどの公共交通の案内機能、待合室の機能を設けることとしております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。復原駅舎もぜひ大いに活用できるようにしていただきたいというふうに思います。

三点目ですが、駅前広場についてお伺いします。

駅前広場に設ける機能、働きというのはどういふものかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱ鹿島市が整備を行います駅前広場については、マルシェやイベントができるスペースや、日常的に気軽に立ち寄り、憩える芝生広場などを設けることとしております。

駅と中心市街地を結ぶ結節点に位置するこの駅前広場が、旅行者や学生など多様な人々が行き交い、思い思いの時間を過ごせる場となることで、町なかを歩いて楽しみたいくなる町なか周遊の拠点となることを目指しております。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

続いて四点目ですが、事業の進捗についてであります。

駅舎、駅前広場の整備状況や運営体制づくりの進捗は、今どのような状態なのかお伺いします。

○副島政策企画監Ⅱまずは、整備状況について御説明いたします。現在、整備計画に基づいて段階的に事業を進めております。その第一弾となる新駅舎の整備に現在着手しているところでございます。

新駅舎につきましては、現在の駅舎に隣接する市営駐車場の敷地の一部に新しく建設することとしております。昨年八月には造成工事に着手し、現在、市営駐車場スロープの付け替えや擁壁の設置工事などを進めているところでございます。

また、新駅舎の建築工事につきましては、今議会に新駅舎新築工事に係る請負議案を提出しております。今年夏頃から着手をする予定でございます。整備計画に沿いまして順調に進捗しているところでございます。

また、復原駅舎につきましては、現在、実施設計を行っております。今年度末、この実施設計が完了する予定でございます。

また、鹿島市が整備を行います駅前広場につきましては、来年度実施設計を予定していると聞いております。

全体の整備スケジュールとしましては、令和九年度中の新駅舎の完成を予定しております。その後、復原駅舎、駅前広場などの整備を進めていく予定でございます。

次に、運営体制について御説明いたします。

新駅舎につきましては、新駅舎に設けます「沿線えきやど」や飲食スペース、ショップの運営を担う事業者を、昨年、令和七年一月に決定したところでござ

います。整備に先立ちまして運営事業者を決定したことで、オープンまでの間、運営事業者と連携しながら、綿密に運営内容を計画していくこととしております。

今年度は「沿線えきやど」の客室デザイン、飲食スペース、ショップで提供する商品やサービスの方針、オープン後の運営体制などについて具体的な検討を進めてまいりました。

復原駅舎につきましては、広域観光案内機能や交通案内機能の具体化に向けてまして、運営の方法や体制などの検討を進めているところでございます。

今年度につきましては、観光・交通案内窓口の在り方、運営体制、レンタカーやレンタサイクルなどの二次交通との接続の在り方などにつきまして、地元の観光団体や交通事業者などと幅広く意見交換をしたところでございます。

今後、復原駅舎につきましては、本格的な運営体制づくりを行っていくこととしております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。立派なハードができて、ソフトがしっかりしないと、この機能が有効に発揮できないというふうに思いますので、運営体制づくりもよろしくお願ひしたいと思います。

三項目めは、地域への波及についてお伺ひします。

鹿島・太良地域一帯でスロウツーリズムや「沿線えきやど」を推進するためには、地域の様々な取組や地域資源をつなぐことが大切だと思います。このつなく機能がここにあると思うんですね。

地域との連携や担い手づくりをどのように進めているのかお伺ひします。

○副島政策企画監Ⅱこのプロジェクトを契機としまして、鹿島、太良の各地域で自発的な地域づくりの動きが芽生え、つながり、広がり始めていると感じております。

具体的な地域の動きとしましては、鹿島市では県外から移住された方が地域のミカン農家と連携し、ミカンの木オーナー制度を始められました。県内外の方に木のオーナーとなつていただくことで、地域に何度でも来ていただく関係性づくりを目指されております。

肥前鹿島駅に近い酒蔵では、地元のみちづくり団体と連携して、地元で収穫したお米を使った日本酒の仕込みを体験できる酒造りツアーを開催されました。こうじ屋を営まれている御夫婦が、お店に訪れたお客様に発酵の魅力やこだわりを丁寧に伝えることで、発酵文化やその文化を育んできた地域への愛着が生まれ、リピーターにもつながっております。

また、太良町におきましては、地域の若手グループが、多様な人が集まることのできる居場所づくりを目指しまして、旧写真館の建物を利用して、大人の公民館「TARA COMMONS」を開催されました。音楽イベントには地域内外から三十名程度が参加し、新しい交流が生まれています。

さらに、鹿島、太良各地で「沿線えきやど」に関心があり、新たに民泊などを始めたいと考える方も出てきております。こうした方々を支援するため、県では「かしたらみらいかいぎ」と題しまして、地域で持続可能な活動を行う際に必要となるマーケティングや情報発信などのノウハウを学ぶためのセミナーを鹿島・太良地域で定期的で開催いたしました。このセミナーに関しましては四回開催したところで、各回三十人から四十人参加をいただいていたところですが、セミナーとあわせて、参加者同士の交流会も開催し、知識を得ただけでなく、地域で活動していくための仲間づくりにも役に立ったといった声が寄せられました。

また、先ほど委員からも御参加いただいたというお話を伺いましたが、今年二月十一日には、鹿島市民文化ホール「SAKURAS」におきまして、これらの取組を地域で共有し、地域の価値を再発見する場としまして「かしたら未

来フェス」を開催し、地域内外から約三百五十人が参加されました。このフェスにおきましては、鹿島、太良の地域資源のすばらしさを外部の視点から再発見するための著名人による基調講演、地域で活動する若手の方々による未来の可能性を語り合うトークセッション、地元の鹿島高校生からは、地元の偉人、田澤義舗氏の精神を受け継ぎ、地域づくりに主体的に関わり、学びながら自走する仕組みについてのプレゼンテーションがありました。

鹿島、太良の豊かな地域資源を五感で感じてもらうと、来場者が気軽に楽しめる新しい食体験ブースを設置しまして、地元のノリと白米をベースに、シバエビやカキ、地元産の放牧牛などを使った総菜や果物など、多様な食材を重ねて包み味わう、一口サイズの地元食材メニューを「かしたらフィユ」として試作販売などを行いました。

参加いただいた方からは、鹿島、太良で進めようとしているスローツーリズムが何を指しているのか具体的に分かった、地域の知り合いにも知ってもらいたい、地域を盛り上げようとされている方々の話を伺え、明るい未来が開けた、自分も何かやってみたくなった、改めて地域にいろいろな生産者や店舗があることが分かったなどの声がありました。

私もこのフェスに参加しまして、こうした生の声を直接聞くことができまして、こうしたフェスをはじめとしました、これまでの取組を通じて、地域の皆さんの中で、このプロジェクトへの関心や地域づくりの意識が徐々に高まっていることを感じているところです。

鹿島・太良地域には創意と熱意で地域づくりに取り組まれてきた文化があり、新しい取組の芽が広がりつつある中、こうした地域づくりの輪を鹿島・太良全域に広げていきたいと考えております。

以上です。

○土井委員「ありがとうございます。」

では、問いの一の四項目め、最後の質問であります。今後の展開についてであります。

冒頭申し上げましたように、本事業の内容については十分な周知を図る等の課題も残っております。それは我々もやっていかなければいけないと思っておりますが、今後この事業をどのように進めていくのか、政策部長に最後にお伺いしたいと思います。

○前田政策部長「今後の展開についてお答えするに当たりまして、改めてこの事業に取り組むことになった経緯を申し上げますと、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域におきましては、九州新幹線西九州ルートの開業によりまして特急本数が大幅に減便されるなど、通勤通学をはじめ、沿線住民の日常生活や事業所の企業活動に大きな影響を受けております。

こうした中でも、前を向いて地域を盛り上げようとしておられる鹿島・太良地域の皆さんを県として全力で応援しなければならぬと考えております。

今回のプロジェクトにつきましては、単に駅舎を新しくするのではなく、地域づくりが目的であるということを先ほど副島政策企画監から申し上げます。このことは大変重要なポイントでありまして、地元の皆さんにきちんとお伝えをして、このプロジェクトの趣旨を理解していただく努力、こういったものを我々はしていかなければならないと認識しております。

スローツーリズムを楽しめるエリアというものを目指す中で、鹿島、太良のここにしかない真の豊かさ、それから本物の価値、こういったものを際立たせるための取組を力強く進めてまいりたいと思っております。

このプロジェクトを進めるに当たりましては、何よりも地域の皆さんの熱意が大切だと考えております。地域の価値に気づいていただいて、多くの方に地域づくりの主人公になっていただく、このことでプロジェクトの効果は幾重にも重なっていくものと考えております。

先ほど答弁がありましたように、各地域で自発的な動きが徐々に広がってきております。今後さらにエリア全体に波及していき、それぞれの点ではなく面的な取組に発展していくことが重要だと思います。

これまで培われてきた地域の本物の価値、それから人と人とのつながり、こういったものを継承しながら、これに新たな人の交流が掛け合わされることで、世界に向けて新しい価値を生み出していく地域として光り輝いていくものと思います。

新駅舎のオープンまで残すところ約二年となりました。新駅舎の建築工事につきましてはスケジュールに遅れが出ないよう、そして、多くの方が利用される鉄道駅での施工となりますので、安全対策には十分留意しながら工事を進めてまいります。

そして、今後とも地域の皆さんをはじめ、地元鹿島市、それから太良町と一体となって、地域づくりの機運、こういったものを一層高めながら、鹿島、太良ならではの唯一無二の仕掛けづくりに取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

新幹線西九州ルートが開業して上下分離になって、市民の皆さん、あるいは太良も含めてですけれども、やっぱり何となくみんな元気がなくなって少し気持ちが塞ぎがちなどところに、こういう新しい方向へ行くということで、今何とか元気づくりをやるうということをやっておりますし、県からもそういう御支援をいただいて大変ありがたいと思っています。この地域全体が元気が出るように事業が進んでいくことを祈っております。願っているところであります。

それでは問いの二、県立大学についてお伺いをします。

今議会で説明がありましたカリキュラム体系により、県立大学の学びの内容がよりイメージしやすくなってきました。大学の中身を示すカリキュラムの内

容が県立大学の根幹であります。これからの時代に求められる内容にしてほしいし、また、学生にとって興味を湧くものでなければならぬと思います。

AIによる技術革新が著しい中で、自分の頭で考え判断する力は、さらに重要度を増しています。また、単なる知識を事象に当てはめても課題解決にはなりません。県立大学の学生には、その地域の実情、歴史、特性を大いに学んでほしいと思います。

佐賀の地域を知り、愛着を持つために、佐賀学がカリキュラムの中に含まれていることに私は大変期待をしております。

そこで、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず一項目めは、カリキュラムについてであります。

幾つかに分けてお伺いします。

一点目は、カリキュラムの考え方についてであります。

今回示されたカリキュラム体系は、どのような考えに基づいて整理しているのかお伺いします。

○日野政策総括監Ⅱまず、佐賀県立大学は「チェンジ・メーカー」を育成する大学でございます。したがって、その育成に向けて、教育においてどういったことを大事にしたいかということを私どもは議論してまいりました。

大きく二つございます。一つは、データサイエンスとマネジメントの双方の素養を身につける理文融合型の学びであります。いま一つは、県全体をフィールドとした課題解決型学習、いわゆるPBLというふうに呼んでいますけれども、これを展開いたします理論と実践の循環型の学び、この二つが教育の柱でございます。

したがって、この二つの教育の柱、これをどういうふう実現していくのか、どうやって学生の皆さんに学んでいただくのかということに一番重きを置いておりまして、どのような科目配置、あるいは学びの順番としてどうした

体系が望ましいのかという観点から、専門家チームと私どもで議論を重ねております。

今回お示しした体系というのは、その取りまとめになるわけでございますけれども、具体的には、その理文融合型の学びに向けてまして理系のデータサイエンス科目と経営のマネジメント科目を配置すること。それから、理論と実践の循環型の学びに向けてまして、PBL系のカリキュラムやデザイン思考、システム思考といった実践科目を配置したこと。そのほか、今、委員からも御紹介がありましたリベラルアーツ科目として佐賀学など、哲学もそうですけれども、そうした科目を配置したところでございます。

以上でございます。

○土井委員 ありがとうございます。

今出てきました二つですね、理文融合型と、それから課題解決型というふうなことがありましたけれども、理文融合というのは、我々は文系の時代で過ごしてきましたので、具体的にどのような形になるのか、なかなか難しいところがありますけれども、県立大学は理文融合の学びをうたっておりますので、カリキュラム体系の中で理文融合をどのように実現しようと考えているのか、そのポイントをお伺いしたいと思います。

○日野政策総括監 理文融合でございますけれども、理系も文系も結構幅広いわけですね。理系の中ではどこをターゲットにしているかというところ、データサイエンスと情報系であります。それから、文系の中では経営とかマネジメント、まずここをターゲットにしています。そして、ポイントとなるのは、その素養を身につけると。つまり学部というのは四年間しかありませんので、例えば、データサイエンスや情報について、理工学部のようなレベルまでのばりばりの専門家を育成するかというと、そうではないだろうと。

一方で、経営分野というのも非常に幅広いわけです。国際ビジネスから地域

のローカルなビジネス、それから公共政策とか幅広いわけで、全ての分野について何か専門家を育てるというのも、これも恐らく四年間では無理だろうと。そういう意味で、データサイエンスや情報や経営マネジメント系について、分野の土地勘といましようか、そういう一般的なことは広くちゃんと理解しているんだと。そういう素養を身につけるといことが非常に大切なんだろうと思っております。

少し具体的に申し上げますと、理系のデータサイエンスやAIに関する科目を四科目ほど設定しようと思っております。これは全ての学生が必修科目として思っております。本格的なAI時代をこれから迎えますので、データの読み方とか使い方、あるいはAIをどうやってうまく使っていくのか、そして、それを社会にどうやって活用していくのかということ、どのような職業を選んでも非常に大事な素養だと思いますので、これを全ての学生に学んでいただきたいと思えます。

また、文系の経営科目につきましては、経営学とか経済学とか会計学、こういった一般的なことについては入門科目を設定します。これも全学生必修科目としたいと思います。

ただ、その上で、先ほどこよつと申し上げましたけど、経営というのは非常に幅広い概念です。民間企業の経営を将来やりたいという学生もいらっしゃるでしょうし、それから、公共経営という形で、例えば自治体に就職したい、あるいは民間のNPOとかCSOといった形で地域づくりで活躍したいという方もいらっしゃると思えます。

それから、自分で会社を興したいという起業ですね、最近、学生のと時から起業する方も増えております。そういうふうには非常に幅広い概念でありますので、学生の興味に応じまして、民間向けとか公共政策向けとか、いろんな自分の将来に向かってどういったものを履修したほうがいいだ

ろうというところ、これは選択科目という形で広く用意したいと思っております。

これからの時代、データサイエンス、情報系、先ほど申し上げましたように非常に汎用性の高い一般的な能力として求められています。それを、とにかく全員が履修して素養を身につけて、そのベースを持ちながら、自分の将来に向かってマネジメント系を選んでいくと。そういった形で理文融合の人材育成というものを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○土井委員 ありがとうございます。

我々の頃も、マーケティングやマネジメントというのを習って、いわゆるマネジメントというのは単に管理じゃなくて経営を含めたところの概念で考えなければいけないと。それを実効性を高くするためには、やっぱりデータをどう読むか、それによってどう理解するかということが非常に重要であるということとは習ってきましたけど、そこをより数学的に、理系の学問的に教えていただけるのは大変ありがたいなと思っておりますので、大変期待をいたしております。

もう一方の柱でありました理論と実践の循環型の学びについてですが、県立大学は理論と実践の循環型の学びをうたっています。カリキュラム体系の中で理論と実践の循環型の学びをどのように実現していくのか、このポイントについてまたお伺いしたいと思います。

○日野政策総括監 理論と実践の循環型の学びの大きなポイントは、とにかくPBL系のカリキュラム、これを大きな柱にしています。先ほど申し上げましたようなキャンパスで学ぶ理文融合の、いわゆる座学での講義を中心としたような学びと、学生が県全体をフィールドとする、いろんな企業であるとか、地域の現場に出ていってそこで学ぶという、これをとにかく繰り返しやっていきたいなと思っております。繰り返し学ぶことによって、自分が今勉強していることの意味というのが本当に理解できるようになって、それが深い理解につな

がっていくんだろうと。その後、実社会でも使えるような力に結びついていくんだろうというふうに思っております。

現場に出ていくこのPBL系の科目ですけれども、現時点では五つの段階に分けて実施しようと思っております。あえて言うところ、最初の一年生のうちは入門とか初級というような形で、社会との付き合い方だとか、課題というのはどうやって見つけていくんだろうかといったところを学んだりだとか。それから、次の段階ではデータサイエンス実践のような形で、座学で学んだデータサイエンスをどう現場で応用して使っていくか。そして最後には、テーマ別プロジェクトというような形で、具体的に企業に採用してもらえるような、そういった提案ができるような熟度まで高めていきたいと。入門、初級、データサイエンス実践、それからテーマ別プロジェクトの二つぐらい、一、二という形で合計五段階ぐらいを予定しています。そして、これを一年生のときからやっていきたいと思えます。全学年でとにかくPBLの授業があるんだという形にしていきたいと思えます。これは全て必修科目、全学生が学ぶ科目としたいと思います。

私どもが一つのポイントとと思っているのは、いつからこのPBLを始めるのかということでもあります。そのタイミングが学びの上では大変重要だと思っております。

先ほど申し上げましたように、一年生からやるということ、県立大学は予定しておるわけですが、例えば、キャンパスである程度時間をかけて座学でいろいろ学んで、二年生の後半から現場に行きましようとなつたときに、今度そこで得た経験というのを次の学びに生かす機会というのが今度少なくなってしまうんですね。そうすると、理論と実践の循環型の学びにならなくて、何か理論で学んでからちょっと実践をやりましたみたいな話になると。そこはちょっと我々、どうかなということの中で議論して、やっぱり理論と実

践の循環型の学びをやるためには、一年生、まだ社会にいろんな出方として慣れていないかもしれないけれども、でも、PBLとはこういうことなんだよということをしきちんと一年生にも全員に分かってもらう。その上で、一年生のときに配置されたカリキュラムを学ぶということで、いろんな学びの意味というものが深まっていくんじゃないのかなというふうに思っています。

一年生から四年生までの間で、段階的にこのPBLの熟度が上がっていく、学生のスキルが上がっていくんだろうと思っております。

それから、そういったことを、社会の現場できちんと御提案したりだとか、現場に行ったら周りは、皆さん社会人がほとんどですので、学生ばかりではありませんから、そういったときにどうやって自分たちが思っていることを理解してもらおうかということで、重要な要素として、ファシリテーションのスキルでありますとか、あるいはデザイン思考やシステム思考といったようなコミュニケーションや、物の考え方に関する科目というもの、これも全員必修にしたいと思っています。

こういったことで、学んだ理論、そして、それを現場で実践したときにきちんと生かせるような、そういう授業科目というものを設けているところがございます。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。今まさに説明されたようなことが、今の時代、またこれからの時代に求められているというふうに思いますので、そういう意味ではニーズは非常に高いと思います。これはしっかりとそのポイントがかなうようにしていただきたいと思います。

そのためには、大学で実際教える人がどういう人かというのが非常に大事になってくると思いますので、二項目めは教員の公募についてお伺いをしたいと思えます。

○はスケジュールについてですけれども、教員公募が四月から行われると承知しておりますが、教員の内定を出すのはいつ頃なのか。また、八月にも二度目の公募を行うと聞いていますが、二回行うのは一体なぜなのか。選考の大まかなスケジュールについてもお伺いしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱまず、教員公募ですけれども、四月から実施したいと思っております。

公募要領を研究者の求人サイトがございます。大体大学で職を求めようとか、いろんな研究機関で職を求めようとした人がそこを検索するような情報があるんですけれども、「JREC-IN」というのがあります。そこに公募要領を掲載して、こういうことに関心のある方に広く周知したいと思っております。

現時点で予定しているスケジュールでございますけれども、四月に公募を開始した場合、六月中旬を応募書類の提出期限としたいと思います。応募される方は、研究や教育の実績などを示した書類を提出していただきます。そして、その書類が提出された後は、専門家チームを中心に、学術的、教育的観点から、その書類を審査いたします。その中で、県立大学の理念とは合わない点、そういった方はこの段階で不合格になりますし、業績的に大学の教員として適切ではないと、実績がちよっとやや物足りない、こういった方もこの段階で不合格となります。

書類審査を通った方には、八月に模擬授業を実施していただきたいと思えます。あわせて面接を行います。こういった選考を経て、九月に、この人に県立大学に来ていただきたいと思う方には、採用内定という形で出したいと思えます。

今申し上げますように、四月から九月というのが一つの流れになるわけでございますけれども、委員から八月にも二度目の公募という御指摘がございます。これはやっぱり選考過程の中で、適任者が見つからなかった科目という

のがどうしても出てまいります。こうした場合には、八月にも二度目の公募を実施したいと思えます。

ほかの大学の例を見てみましても、一つの枠に對しまして十人程度応募があつてゐるといふ例がございます。ただ、書類選考やいろんな面接を経て、全員が不資格だと。全員に不合格を出して、やっぱり二度目の公募をやるうといふケースも結構見られます。そういうことが業界的に通例でございますし、十分予想されますので、私どもも一度目の公募で適任者がいない科目については、速やかに二度目の公募というのを行いたいと思つております。

以上でございます。

○土井委員「ありがとうございます。

それでは、この教員公募について二点目ですが、選考体制、選考の考え方について伺ひします。

どのような体制で教員選考を行うのか。教員は県立大学を支える重要な存在であるの言うまでもありません。

さきの一般質問でも、一ノ瀬議員が教員公募を始めるに当たつて知事の思いをお尋ねしたところでもあります。改めて教員の選考に当たつて求める資質は何かお尋ねをしたいと思ひます。

○日野政策総括監「まず、教員選考の体制でございますけれども、これは山口学長予定者の下、専門家チームと私ども政策部で行いたいと思つております。

教員選考のポイントでございますけれども、やはり熱量が大切だと思ひます。新しい大学でございますので、これを一緒につくる気概がある方に来ていただきたいと思つております。

少しポイントを申し上げますと三点ほど申し上げますが、一つはやはり次世代の教育を大切にする方、学生の学習意欲を引き出せる方に来ていただきたいと思ひます。

二つ目には、ファシリテーターの役割もちゃんとできる方に来ていただきたい。一方的に教えるだけじゃなくて、学生の成長を支援できるような方に来ていただきたい。

それから三点目には、県立大学というのは、先ほど言いましたPBLでよく外に出ていく、地域とのつながりも非常に大事にする大学にしたいと思つていきますので、多様な主体と積極的に連携できる方、協働する意欲を持つ方に来ていただきたいというふうに思つております。

大学教員というのは、小・中・高校までの教員と異なつて、教員免許というのがないんですね。教員免許がありません。したがひまして、研究者としての方が培われた能力や実績を生かして、学生を教育する立場でございます。ただ、やもすると、そういう免許制度ではありませんので、研究は非常に熱心なだけで、教育はちよつと二の次だという方もやっぱり少なからずおられると。一般的に、かつて日本の大学というのはその傾向が強いんじゃないかという指摘をよく海外から受けていたというふうに聞いております。

佐賀県立大学は「チェンジ・メーカー」を育成する大学でございますので、この教員審査の中では、教育に対する熱量というのを、先ほど面接や模擬授業というふうに申し上げます。この中でしっかりと確認していきたいというふうにして思つております。

理文融合型の大学でございますので、データサイエンスやAIなど、理系を専門とする教員もいますし、先ほど経営もありますから、経営学とか会計学とか公共政策とか、分野によつては観光とかスポーツビジネスとか、そういったマネジメントを専門とする教員も来ると思ひます。

また、理論と実践の循環型の学びでございますので、大学で長年教えていたアカデミア出身の方もいらつしゃれば、民間企業でいろんなプロジェクトをやつてこられたような実務科の教員も必要になります。専門分野と経歴バック

グラウンドの観点で、非常にバラエティーに富んだ教員構成になるんじゃないかと。そういうことを目指していきたいというふうに思いますけれども、そのことそのものが、開学後も県立大学が常に社会に対して問題意識を持ちながら、成長して学生を育てていく大学になるんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員Ⅱありがとうございます。ぜひそういった形で、地域を盛り立ててくれるような元気のある若者が巣立っていくことを期待しております。

最近、私の周りにいる昔から知っている子供たちが大学を卒業して、いつの間にかやら、名刺をもらったら社長になっている子がたくさんいるんですね。そういう意味では、今の学生のニーズがそういうところにあるんじゃないかというふうに思いますので、大変期待をしております。よろしく願います。

それでは続きまして、問いの三に移ります。

Society5・0推進事業についてお伺いをします。

Society5・0推進事業については、先日の当初予算の知事記者会見で説明されており、最先端の技術を活用した事業ということで関心を持ったところであります。日本全体が人口減少という大きな課題を抱える中で、佐賀県においても、人口減少による深刻な人手不足は喫緊の課題であります。

こうした社会課題に対し、AI、ロボット、自動運転などの先進的なデジタル技術を活用することは、地域課題解決のための有効な手段として期待されており、県においても様々な取組が進められています。

これらの取組が進展することで、現在の課題解決にとどまらず、未来の佐賀の姿をよりよいものにしていくと考えているところです。

他方で、DXを担う人材の不足、世代間のデジタルデバイス、AI・センサー技術に伴うセキュリティの危険性など、社会実装を進める上で解決すべき課題も存在します。特に私たちの世代はアナログ世代ですので、デジタルデ

バイドをすごく心配しているところでもあります。こうした課題に対しても、県が主体的に取り組むことが必要であると考えています。

そこで、Society5・0の実現に向けた県の取組についてお伺いをします。

一項目めは、Society5・0についてであります。

昔、我々は狩猟社会とか農耕社会、工業社会の次は情報社会だというふうに加わってきましたけれども、Society5・0とは一体どのような社会なのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○松永政策企画監Ⅱでは、Society5・0という言葉及び概念について、まず、これは平成二十八年一月二十二日に閣議決定された第五期科学技術基本計画において定められたものでございます。

委員言われましたこの計画では、狩猟社会というのはSociety1・0、農耕社会が2・0、蒸気機関などの工業社会が3・0、インターネットによる情報社会が4・0、それに次ぐ第五の社会としてSociety5・0を位置づけ、日本語では超スマート社会と表現されているものです。

このSociety5・0は、AIやロボット、先端技術が生活を幅広く支えて、誰もが便利に利用できる環境というのを整えることで、人手不足や高齢化といった社会課題の解決を目指す社会と示されています。

また、今後、デジタル社会は、人や物が常にデジタルでつながって新たな価値を生み出すということで、人々の生活をさらに豊かにしていく社会となると考えています。

以上です。

○土井委員Ⅱありがとうございます。

では二項目めですが、Society5・0推進事業について、幾つかお伺いします。

一点目は、事業の目的についてです。Society5・0推進事業とはどのような目的で進められているのかお伺いします。

○松永政策企画監Ⅱ県では、Society5・0社会の到来を見据えて、佐賀県の持つポテンシャルや佐賀からどのような未来を形づくっていきけるのかというのを議論することを目的に、「佐賀県から始まる日本の未来」シンポジウムというものを令和四年八月に開催しています。

このシンポジウムでは、佐賀に息づく挑戦する気風というものを生かして、デジタルの力を背景に新たな社会システムを創出していく可能性を語っているというものでございます。

県では、このシンポジウムを皮切りに、県全体を「デジタル実証フィールド」が「」と位置づけて、デジタル技術を活用した新たな取組への調整も進めているところです。

この「デジタル実証フィールド」が「」では、最先端を走る企業、人材を呼び込み、佐賀の人材と連携して、新たな取組にチャレンジできる環境づくりを推進しているところでございます。

このSociety5・0推進事業は、こうした取組を通じまして、地域課題の解決を目的に、先進技術を活用した実証事業を進め、その社会実装を図っていくということを目的としています。

以上です。

○土井委員Ⅱそれでは二点目ですが、これまでの取組状況についてお伺いします。

これまでSociety5・0推進事業としてどのような取組が行われてきたのかお伺いします。

○松永政策企画監ⅡこのSociety5・0推進事業では、実用化実証、情報発信、人材育成の三分野において取組を進めてきました。

まず、実用化実証分野におきましては、自動運転バスの実用化に向けた実証を行ったり、あと高速大容量の通信規格でございますローカル5Gを活用した実証など、最先端の技術を持つ企業との連携による実証事業を重ねてきました。

例えば、自動運転バスの実証では、令和五年度及び六年度に県と佐賀市が連携して、SAGAサンライズストリートにおいて走行実証を行っています。このことで、レベル4自動運転の実現に向けた実用化計画の策定につながりました。

令和七年度から佐賀市の事業として実証が継続されています。

このほか、令和六年度には「SAGA2024」国スポ・全障スポの期間に、ローカル5G通信を活用しまして、選手に近接した映像を配信する実証を行っています。

この実証では、SAGAアリーナで開催された体操、新体操、バレーボール、柔道の競技において、多くの人が混雑する中でも手元のスマートフォンを操作することで競技中の近接映像を楽しむことができるといったことなど、スポーツの新たな観戦体験につながっています。

次に、情報発信分野におきましては、これまで県の取組をより多くの県民の方に知っていただくために、令和七年度は体験イベントを二回開催しています。

「佐賀さいこうフェス」と県内の大型商業施設で開催しまして、延べ二千四百名が来場するなど、県の取組の理解を深めていただく機会となりました。

また、高齢者向けの情報発信としては、「ゆめさが大学」のイベントで「ゆめさが大学」大「学校祭」というイベントの展示会場で、市町が保有しますSPAアプリの取組でございますとか、自動運転バスの最新技術の活用内容を知っていただくために、利用者目線で分かりやすく体験できる展示を県と市町が共同で出展をしたり、対応しているところでございます。

次に、人材育成の分野では、令和三年度から県と市町の職員二十一名で構成する研究会「dx21」を開催しています。県内の自治体職員同士がネット

ワークを構築しながらデジタルに関する研究を行いまして、DX推進に向けた発想や気づきを得る機会を創出しているものです。参加者からは、他の市町のDX推進の取組状況を知るよい機会となったなどの声も寄せられまして、県や市町の人材育成に寄与していると。

これまでの「dx21」の研究会の議論の中で、実際に事業企画の実現には壁を感じるといった声もございましたので、民間のノウハウや提案を取り入れて事業企画の実現につなげるため、令和5年度からは新たにデジタル「SAG A官民共創セミナー」というセミナーを開催しているところでございます。このセミナーにおきましては、官民共創に関する先進的な事例を共有しまして、自治体、企業団体、県民が分野・横断的に地域課題のアイデアを創出する機会となっているものです。これまでの三年間で民間から二十五件の提案が寄せられています。

以上です。

○土井委員 ありがとうございます。

三点目ですけれども、それでは、来年度の取組についてお伺いしたいと思えます。

来年度の Society5.0推進事業ではどのような取組を予定しているのかお伺いします。

○松永政策企画監 来年度ですが、これまで「デジタル実証フィールド」が「」の取組が県内外の企業に広く認知されまして、佐賀県で新たに実証に取り組みたいという声も寄せられている状況を踏まえまして、民間企業と連携して新たな実用化実証に取り組むものがございます。

まず、実用化実証の分野では、県がこれまで進めてきたローカル5G事業の取組をきっかけとして、スポーツ・エンタメ分野でローカル5Gの活用を主軸に事業展開している企業から実証事業の提案を受けたものがございます。この

実証事業では、SAGAアリーナのローカル5Gと8K・3Dの映像、高品質音声を組み合わせたプレミアムシアターの実証を予定しているところでございます。ここで言うイマーシブというのは没入感を意味しておりまして、バスケットボールやバレーボールのプロスポーツの試合におきまして、選手や審判の視点に近い臨場感というものを再現し、没入型観戦の提供について実証するものがございます。

具体的には、プロスポーツの試合の映像等を8Kカメラや高機能マイクで撮影しまして、後日編集した映像をSAGAアリーナに一時的に設置する体験型のイマーシブシアターで上映をします。プロスポーツの試合の開催日などに、来場者にこのシアター映像を体験してもらおうことで、スポーツの新たな楽しみ方として没入型観戦の活用の可能性を探るものがございます。

次に、情報発信分野でございますが、来年度も「デジタル実証フィールド」が「」を体験できるイベントを開催する予定でございます。企業向けの情報発信を強化いたしまして、実証に向けた新たな連携の促進を図っていきます。

次に、人材育成分野では、県と市町による研究会「dx21」について、これまで行政の取組というものが中心であった研修内容を見直して、来年度は民間企業の技術の体験とか新たな要素を取り入れて、実践的な学びの機会を増やしていく予定でございます。

以上です。

○土井委員 ありがとうございます。何となく Society4.0から5.0がきて、情報を調べたりする時代から情報が迫ってくるような時代だなどというふうにならんと感じていますが、迫ってきた場合に、自分たちできちんと判断できるというか、取捨選択できるといふか、そういう能力が非常に必要だなというふうに感じます。やっぱり我々が便利な社会として使えるためには、扱う人の立場に立つて、そういう事業をいろいろやっていたいただきたいという

ふうにあります。よくあるんですけども、どこと言いませんけども、ある自動販売機で昔式のやつから新しいやつに変わったんですけど、すごく使いにくいんですよ。使いにくいのは、デジタルデバインド、我々の世代だけかなと思ったら、みんなが使いにくいと言っていますので、やっぱり使う人の立場に立てば、もうちょっと違う考え方でできないかなというふうなことがあります。そういった意味で、利用者の目線というのを忘れずに社会が進んでほしいなというふうに思います。

四項目、最後ですが、今後の方向性についてです。

Society 5.0の実現に向けて、県は今後どのような方向性で取り組んでいかれるのかお伺いします。

○松永政策企画監理では、今後の方向性ということで、まず、これまで「デジタル実証フィールド」が「」として進めてきた取組でございますが、県内外の企業に認知されまして、新たな実証につながる好循環が生まれてきていると感じています。

今後は、この流れをさらに発展させて、企業等が参画しやすい環境を整えながら実証の機会を増やしていきたいと思えます。

Society 5.0社会の到来を見据えたときに、単なるテクノロジーの導入にとどまらず、どのような社会や未来を描くかという柔軟な発想や着想と構想力を持った人の育成というのも重要だと考えております。

今後とも、「デジタル実証フィールド」が「」を一層充実させて、県、市町、企業など多様な主体が挑戦しやすい環境を県内に整備しまして、デジタル技術を活用し、新たな価値を生み出すことで、県民の生活が豊かになるように取組を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○土井委員「ありがとうございます。」

それでは、今日最後の私の質問ですが、問いの四に移ります。DNA型鑑定不正問題についてであります。

今朝の新聞でも大きく各紙が取り上げておりましたが、このことについても後だってお伺いしたいと思います。

佐賀県警察の科学捜査研究所において発生したDNA型鑑定不正問題については、全国の警察組織や科学捜査全般の信頼を損なう極めて重大かつ深刻な問題であるということも言ってもありません。この問題を受け、佐賀県議会では昨年九月の定例県議会において、「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」を全会一致で採決し、県警察に対して、真摯に反省すること、第三者による調査を行うこと、県民への信頼回復を果たすことを強く求めたところであります。

他方で、昨年十月八日からは、県警察に対し警察庁による特別監察が始まり、現在も継続中であるものと承知をしているところであります。警察本部長は、今回の定例県議会における代表質問に対して、特別監察の終了を待つことなく、再発防止のための各種の取組を推進中であるなどと答弁をされました。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

一項目めは、この再発防止策についてであります。

一点目は、科学捜査研究所における取組についてお伺いします。昨年十一月定例県議会において、県警察は科学捜査研究所での再発防止策として、鑑定作業の重要な各段階におけるダブルチェック、科捜研と警察署との連絡調整窓口の設置等に取り組んでいると説明されましたが、その後の取組についてお伺いしたいと思います。

また、DNA型鑑定の担当者を新たに配置予定とのことでもありましたけども、今後の予定についてお伺いをします。

○中嶋警務部長「再発防止策につきましては、昨年十一月定例県議会でも御説

明したとおり、大きく分けて科学捜査研究所に関するものと全職員に対するものがございます。

お尋ねがありました科学捜査研究所に関するものとしたしまして、昨年十一月定例県議会後の取組状況について御説明をいたします。

まず、当県の科学捜査研究所の鑑定作業をより適切なものとするため、ほかの府県からできるだけ多くを学ぶこととし、昨年中は、当県の科学捜査研究所の職員一名を、福岡県警察の科学捜査研究所に派遣し、DNA型鑑定の作業要領や手順等について研修を受けさせておりましたが、本年も科学捜査研究所の幹部職員等を大分県警察及び大阪府警察の科学捜査研究所に派遣し、同様にDNA型鑑定における業務管理等について研修を受けさせております。

また、昨年十二月には、他県において法医・鑑識部門に豊富な経験、知見を有し、警察庁から広域技能指導官として指定されている警察職員を当県に招致しまして、DNA型鑑定業務の在り方について詳細な指導をいただく機会を設けております。

さらに、昨年十月、福岡県警察科学捜査研究所の管理官を当県に招致しまして、科学捜査研究所の職員を対象に、DNA型鑑定をはじめとする科学捜査研究所の業務等について指導をいただいたところでございますが、本年一月にも追加的な指導をいただいたほか、県警察の科学捜査研究所職員の疑問や関心に對し、より詳細に指導いただくため、意見交換の場を設けるなどしたところでございます。

加えて、本年一月、全警察署の刑事課長や警察本部刑事部幹部職員による検討会を開催し、改めて警察署と警察本部事件担当課との連携による合理的、効率的な鑑定の実現の重要性につきまして認識の統一を図りました。

このほか、昨年九月以降、科学捜査研究所職員による少人数ミーティングを順次実施し、これまでに講じてきた再発防止策が機能しているか、よりよい施

策はないか、鑑定作業の各段階のダブルチェックに取り組んだ結果、期待していた効果が得られているかなどについて率直な意見交換の場を設け、さらなる改善の可能性を追求しているところでございます。

一方、再発防止策に外部の有識者の視点を取り入れることを目的といたしまして、昨年十一月、法医学分野に造詣の深い日本法医学会の前理事長である久留米大学医学部教授による教養を受講したほか、あさって三月六日になります。科学捜査の分野において豊富な御経験や御知見を有する元最高検察庁刑事部検事である昭和医科大学医学部教授をお招きし、警察本部長をはじめとした幹部職員らを対象に、科学捜査の重要性と配慮すべき事項について御指導をいただくこととしております。

続きまして、科学捜査研究所における体制の強化について御説明をいたします。DNA型鑑定を担当する技術職員二名を本年四月に新たに採用することとしております。加えまして、DNA型鑑定件数が増加傾向であることから、今御説明した採用予定の二名とは別に、DNA型鑑定を担当する技術職員一名を増員したいと考えており、佐賀県職員定数条例の改正について、今回の県議会に上程をさせていただきます。

以上が科学捜査研究所における再発防止に向けた取組になります。○土井委員Ⅱそういうふうによつていただいておりますが、二点目ですけれども、全職員に対する取組についてお伺いします。

科学捜査研究所と同じく、昨年十一月定例県議会において県警察は全職員を対象とした再発防止策として、警察本部幹部職員に対する指導、警察署に対する巡回指導等に取り組んでいると説明されましたが、その後の取組についてお伺いします。

○中嶋警務部長Ⅱ全職員に対する取組についてお答えをいたします。

昨年八月から九月にかけて、首席監察官等が二度にわたりまして全警察署を巡回し、幹部職員に対する指導を行ってりましたが、その後、十一月から十二月にかけて再度全警察署を巡回し、指導の浸透状況について確認を行い、改めて必要な指導を重ねるといった措置を講じております。同様に、警察本部の幹部職員に対しても、昨年八月から九月にかけて、私や首席監察官等が、業務管理、人事管理、公文書管理などについて指導を行い、その後、十二月にも改めて非違事案防止対策等について指導を行っております。

また、本年一月から二月にかけて、警察署や警察本部の各所属を対象に随時監察を行い、職員に対する高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いのための取組の状況、警察署の刑事課と科学捜査研究所の連携状況、各種事件捜査における証拠品の保管管理状況、幹部職員による業務管理の状況等につきまして確認し、必要な指導を行っております。

特に公文書の管理等につきましては、昨年十月、警察本部や警察署の担当者を対象に指導の場を設けておりましたが、本年二月にも前回指導後の管理状況を踏まえた上で、捜査書類をはじめとする公文書の作成や管理手続等につきまして、さらなる理解、認識を深めることを目的に、改めて指導を徹底する機会を設けております。

さらに、県警察の外部の方から指導を得るため、昨年十一月、警察本部の幹部職員や警察署長等を対象に、コーチング技法等による人事管理を専門とする社会保険労務士の方によるマネジメント研修を実施したところでございますが、本年二月にもデジタルトランスフォーメーションによる業務管理、組織管理等の分野に造詣の深い講師を日本マイクロソフト株式会社からお招きいたしました。デジタル活用等による業務の合理化、効率化、高度化のほか、組織管理に関する研修の場を設けました。

以上が昨年十一月の定例県議会後に実施しました再発防止策についての御説

明となります。

県警察といたしましては、引き続きこれらの再発防止の実施状況も確認し、公安委員会からの指導を得ながら、幅広く、また、柔軟に改善、修正のための措置を講じていくことによりまして、真に実効性のある再発防止策を講じてまいります。そしてまた、その経過や状況等につきましては、引き続き、広くまた丁寧な御説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土井委員 今、様々な取組をいただいているということで、再発防止と、それから、信頼回復に努めておられるというふうに思いますが、この信頼回復に向けた取組についてお伺いをしたいと思います。

御案内のように、本件は県民に深刻な不安を与え、信頼を損ねる重大な事案であります。

二月二十七日、このDNA型鑑定の不正で科捜研の元職員が在宅起訴されたと聞きました。こうした状況の中、さらに今朝の新聞各紙で取り上げられておりましたけれども、皆さんも御存じのとおりであります。地検が起訴した内容と県警の説明が異なると報道されています。こういう報道をされると、一体どうなっているのかというふうな声もたくさん上がってくるわけです。

この事実関係はどうか、このことに対して説明をいただきたいと思えますし、今後、県民の信頼回復に向けてどのように取り組んでいかれるのか、最後に警察本部長にお伺いしたいと思います。

○福田警察本部長 〓お答えします。

まず、元職員の起訴に関してお答えします。

元職員がDNA型鑑定資料の残余を紛失した事案を隠蔽しようと考えて、令和六年二月十三日頃から令和七年二月七日頃までの間、四回にわたり、紛失した鑑定資料の残余に偽装したガーゼ片等を採取日、採取場所、採取者等記載

の採取袋に保管するなどし、もって他人の刑事事件に関する証拠を偽造したなどとして、先月の二月二十七日に検察庁が元職員を佐賀地方裁判所に起訴したものと承知しております。

この点、起訴状によりますと、偽造した期間は令和六年二月十三日頃から令和七年二月七日頃までの間とされておりますが、昨年九月に送致した際、県警察におきましては、元職員は令和六年十月までの間に証拠の偽造を行ったものと認定しております。

この違いにつきましては、これは捜査に関することであり詳細は控えますけれども、県警察におきましては、所要の捜査を遂げた上で、昨年九月に検察庁に送致したものであります。

一般論ではございますけれども、警察が捜査を遂げて送致した後に検察が行う捜査において、例えば被疑者の供述が変遷するなどにより、事実認定が変わることはあり得るところでございます。

ただ、いずれにしましても、現在も警察庁による特別監察を受監中でありまして、この過程におきましては、県警察が確認した不適切な取り扱いの内容に加えまして、その県警察の調査状況についても確認が行われておりますことから、県警察としましてはこれに真摯に対応してまいりたいと考えております。

その上で、信頼回復に向けた取組について御説明いたします。

改めまして今回の事案につきましては、県警察に対する県民の信頼を大きく損なうものであり大変に申し訳なく思っております。

その上で、信頼回復に向けた取組についてですが、繰り返して大変恐縮ですが、現在続いております警察庁による特別監察に対し引き続き真摯に誠実に対応いたします。

そしてまた今後、その結果の取りまとめ等の連絡がありますれば、県民の皆様はその状況を丁寧にご説明したいと考えております。

他方で、先ほどお話しした御説明差し上げたとおり、県警察としましては、特別監察の終了を待つことなく、できることから順次、再発防止のための措置を講じてございます。

引き続き、公安委員会からの指導、警察庁からの助言や、他府県の警察からの支援も得ながら、より実効性を高めるため、追加すべきものや修正すべきものにつきまして、その都度幅広く検討し、柔軟に措置を講じたいと考えております。

県警察として、信頼を回復するために取り組むべきと考えることは申し上げたとおりですが、あわせて、引き続き日々の警察活動にしっかりと取り組むと。それにより県民の期待にこたえてまいりたいと考えておりますし、私は種々の対応や措置に当たり、本部長として責任を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長 暫時休憩をいたします。十三時をめぐりに委員会を再開いたします。

午前十一時五十二分 休憩

午後一時 開議

○中村委員長「それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○坂口委員「皆さんお疲れさまでございます。参政党ではなくて、自由民主党の坂口祐樹でございます。(笑声)

今日は、一問目に財政の健全化という御提案をさせていただきます。

今、お昼の散歩中に木原委員の御先祖様というか、よく似ていらっしゃる佐賀藩の財政を再建された鍋島直正公の銅像にいい質問ができますようにとお参りをしてみました。皆さんも御協力をよろしくお願いいたします。

今委員会についての質疑の概略を申し上げますと、まずは金利のある世界がこれからやってくるというお話ですね。私は今、五十五歳になるんですね。若いでしょう、ありがとうございます。五十五年間を振り返ってみますと、一番高いときの金利が九・九%、一番低いときの金利が〇・九%ということを改めて再認識させられました。今を見ると約二%なんです。それは借りるとき、貸すとき、いろいろ御事情があるんでしょうけれども、これから金利が上昇傾向にあるという中で、佐賀県の基金と言われる預金は約七百億円、一%で貸し出したとするならば約七億円の収入があるというふうに一旦喜んだ。一方で、佐賀県の起債、借金残高はというとその十倍、七千億円。約二%で借り受けをしていますので、百四十億円。私たちは今、二百億円の県立大学をつくるかどうか、かんかんがくがくの議論をしている最中、大金ですからね。そういう中において、金利、たった一年間で百四十億円もの支払いをしています。そして、それがこれから事業を展開するに当たって上昇傾向にあるということなんです。僕は危機感を覚えました。

そういう状況の中、次は、じゃ、縮減できるとするならば何だろうということとを想像しました。義務的経費、うん、ああ、マイナンバーがあるじゃないか

と思いました。まだまだ有効活用されていないあのマイナンバーを有効活用するならば、事務経費を圧倒的に縮減できるかもしれないと思いました。いやいや、そうは言っても、投資はやっぱ諦めてはならない。その象徴が教育なんだろうと思います。その教育の分野で、今一番議論しているのは大学。この大学を生かすために、私は、高等専門学校を併設、連携させたほうが県立大学が生きるのではないかという議論をしています。そして最後に、これまでの大学の前委員会の議論を聞いてみると、オールジェンダーというトイレの話が出ました。私は少し危機感というか、疑問というか、難しい課題があるなと思いました。

ここで人間の尊厳についてお話をさせていただきたいと思えます。目標時間は四十分です。四十分で今後の佐賀県のためになるような議論を心がけていきたいと思えます。

まずは一項目め、財政の健全化についてであります。

十年一昔と言いますけれども、今から十年前、安倍政権、想像でしかありませんけれども、当時、安倍総理はデフレで苦しんでおられました。二%の物価上昇を目指す中で、金融を緩和したりして御努力をされた。たった十年前です。そして、今、真逆の課題を背負っているんだろうと思えます。ここ二、三年前から物価高で、多くの県民、国民の皆さんたちが課題を背負って日々苦しんでおられると。そして、今、高市政権がその課題に対して取り組もうとされているんだろうと思えます。ここ二、三年、何があったんだろうということを想像すると、アメリカと日本の金利差、アメリカが四%前後、そして、日本が一%前後、約ですね。そういう状況の中で円が売られ、ドルが買われ、円安が進んだ。円安が進むと、自動車産業をはじめとする輸出産業はもうかった。一方で、私たちの課題は食料品にあったんだろうと思えます。米以外の多くの食料品、原材料も含めて輸入に頼っている中で、物価高で多くの皆さんたちが苦しんで

います。そして、この物価高を是正するために金利を上昇させなければならぬということ、日銀関係者の皆さんたちが御努力をされているんだろうと思えます。

そして、ゼロ金利が長く続いたけれども、これは〇・五、〇・七五、そして一、そして一・二五等々な足踏みというか、急ぐ必要はないけれども、そういう状況にあるんだろうなというふうには私たちが想像するんですね。ということ、(一)、公債費についてであります。

金利の上昇による利子負担が懸念されています。このことに対してどう対処されようとしているのかお伺いをいたします。

○内田財政課長 公債費についてお答えをいたします。

もともと公債費につきましては、低金利の環境を前提といたしまして、徐々に通減することを想定しておりました。委員のほうから御指摘がありましたとおり、足元の金利はやはり上がってきているところでございます。参考値として申し上げますと、地方債の金利状況としては、令和七年三月の時点、一年前の時点では一・五四％であったものが、直近二月でございますと二・三七％まで上がっているという状況でございます。足元の金利がこのまま高い水準で推移をするということになりますと、元金、利子を合わせた公債費としては、今後上昇していく基調で推移すると見込んでおります。

ただ、金利の上昇による公債費の増加に対しましては、これまで先を見越して確保してきております基金がございます。県債管理基金ですとか大規模施設整備基金、こういったものを最大限活用して対応していく考えでございます。

そもそも金利負担を抑制するためにいろいろ手だてはございます。できる限り低い金利で借り入れができるように、低利の公的資金から優先して借り入れを行うということも一つの工夫でございます。また、銀行等の引受債につきましては、十年債を中心に借り入れを行ってきたところでございますけれども、

最近の金利関係は不確実でございますので、令和七年度の借り入れ分から新たに短期債、五年債を導入することで借り入れパターンを多様化して、金利リスクの分散を図ることとしております。

以上でございます。

○坂口委員 ありがとうございます。

次に、社会保障関係経費と人件費についてであります。

十年ぐらい前、この社会保障関係経費については、高齢化社会の中で、そして、高度な医療の提供、要は人々が長く健康に暮らすために医療費がかかりますよね。そして当然介護も、そして年金も、そういう充実したサービスを提供する中で、佐賀県の負担だけでも毎年十五億円ずつ純増していきますよというお話だったんですね。分母を見てみると、六百億円から七百億円が社会保障関係経費なんですね。昨年度末でいうと七百四十二億円、これが億単位で上がる傾向にあると。

さきの一般質問での答弁を聞くと、毎年二十五億円ずつ純増すると。要は約三割ずつ上がっていく傾向にあると。人口減少社会に入りましたので、これがどこまで続くかは分かりません。しかし、同時に若い人も減るわけですから、負担感は減らない状況の中で、この社会保障関係経費なるものも金利に次ぐ大きなリスクになり得るんだろうと。そして、この物価高に対応するためには人件費も当然上げなければならぬですね。これも勉強会の資料を見ると、令和五年から令和六年に対して約一千二百億円から一千三百億円、約九％上がっているんですね。令和六年から七年はほぼ据え置き、そして、令和七年から令和八年に対してまた九％。一千三百七十七億円から一千四百五億円、約九十億円増額している、人件費。今日の朝、ニュースを見ていたら、初任給三十万円ですという話なんです。そうしないと人を確保できない状況下において、当然、公務員の給料も優秀な人材を確保するためには給料を上げなければ

ならない。そういう状況の中で、人件費も当然上がってくるのであろうというふうに推測をします。

社会保障関係経費二十五億円、毎年純増、そして、人件費の純増、このことに対してどう対応されていくのかお伺いをいたします。

○内田財政課長 Ⅱまず、社会保障関係経費でございますけれども、医療、介護、障害分野を中心に今後も毎年度二十五億円規模の増加を想定しております。後期高齢者人口は今後も増加して推移してまいりますので、高齢者医療を中心にしばらくは同水準で増加していくという見通しを持っております。

人件費につきましてですけれども、公務員の給与というのは民間の給与から反映されるものでございますけれども、やはり近年の給与改定の影響もございまして増加傾向が続いております。今後、民間賃金の動向ですとか国の給与制度の改正など様々な要因が影響してくると考えております。非常に将来の見通しというものは複雑化しているというふうに考えております。

金利の上昇もそうなんですけれども、人件費、社会保障関係経費、こちらは地方財政全体の話でございます。ですから、交付税を含む一般財源総額の中で適切に財源保障をされるものというふうに考えております。

佐賀県といたしまして様々増大する財政需要がございます。地方が適切に対応できるように、全国知事会を通じた提案ですとか県からの政策提案など、様々な機会を通じて国に対しても訴えかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱ多少他力本願的な答弁を聞いて、国からの交付税、交付金、よく分かるんですね。国も一定景気が悪いときには、地方に仕送りをする、この交付税なるものの原資、国税五税が減額をする中で苦しんだ時代がありました。そして、佐賀県、地方自治体においては当然それを確保しなきゃならないというところで、新しい制度として臨時財政対策債、これは取りあえず地方が借りて

ね、その代わり国が後で補填をしますよという話。それが昨年度からゼロになった、よかったね、税収が増えていて、国も地方もよかったねという話なのかもしれない。しかし、そう樂觀視していいのかなという不安感もあるんですね。次に移ります。三点目、国土強靱化という積極財政への対応についてであります。

高市政権が大きな信任を得ました。私も自民党に所属をしていますのでありがたいと同時に、大きな責任を伴うんであろうというふうに思います。衆議院の任期は四年ですから、それ以内に一定の成果というか成功というか、その成功の道筋を示さなければならぬと思っております。

その一つに積極財政。防衛だ、AIだというのは僕にはよく分かりません。しかし、その一つに国土強靱化なるものがあります。それは当然、私たちに関係してきます。これまで予算がないから佐賀県の御要望にはなかなか応えることができなかった等々で、私たちが背負った課題がたくさんあります。それは国土を強靱化するため、県民の皆さんの暮らしや、そして、命を守るための道路であったり、河川であったり、様々な公共投資をこれまで見送ってきた、そして、これから国土強靱化のための積極財政に移ろうとされている中で、当然、佐賀県もそこに呼应しなければならぬというか、受けて立たなきゃならないんですね。財政が厳しいからといって、それを見過ごすわけにはいかない。国の一定の財政出動に対して、佐賀県も要望しながら必要なところを勝ち取っていかねばならないんではないかと思っております。

それは一方で、将来に対して不安を残す、ほとんどというか、借り入れをしながら事業を展開するというのは行政の常ですから、投資をしながら起債残高を増やしていく。難しい課題だけれども、私たちは一定の判断をしながら果敢に攻めていかなきゃならないんだと思います。

一点目、二点目とは反するような話になるかもしれませんが、今後、国

土強靱化に対して佐賀県は一定の負担増になるかもしれませんが。このことに対する影響というか、取組というか、考え方についてお伺いいたします。

○内田財政課長 今、国のほうで責任ある積極財政ということで、その中で国土強靱化対策、国内投資を推進していくという話がされております。それそのものは暮らしの安全・安心を確保するとか、雇用、所得の増ですとか、事業収益等が上がることで税収の自然増に向かう好循環を目指すというお話でございますけれども、当然、国においても財政の健全性ということも片方で話をされているというふうに承知をしております。こういったことについて今後国会のほうで具体的な議論がなされていくものと承知をしております。

県としてどうなのかというところでございますけれども、やはりそこは常に財政規律に配慮していく必要があると思っております。そういった財政規律に配慮しつつ、県勢の発展のために必要な投資は実施していくものであると考えております。

先ほど地方債のお話をいただきました。地方債につきましては役割がございます。財政負担を平準化するという資金を調達することもございますが、もう一つは建設事業等につきまして世代間で負担を公平化していくという性質もございます。それが地方債の役割でございます。

事業の実施に当たりましては、国庫の支出金、交付税措置がなされている地方債を最大限活用するなど、あらゆる財政的な工夫を行っていくものと考えております。これはこれまでもそのように行ってきたところでありますし、こういった基本的な考え方に変更はないものと考えております。

以上でございます。

○坂口委員 ありがとうございます。

道路を一本造っても、例えば、三十年、五十年で見ても、三十年先の人、五十年先の人も使うから、その借金は当然よねという見方もある一方で、当然、三

十年後、五十年後は大幅な改修が必要になってきます。これは難しい課題ですが、今の答弁を聞いていて、これから先もずっとその考えを踏襲しているのかという不安を持つんですね。将来は将来の負担がまた当然増えるんです。今借金をして造る、そして、その期間、多くの皆さんたちが使っていくのか、今、借金をせずに造って、そして、積み立てていって、そして、年度年度できちっと改修というか、更新作業をしていく。後者のほうが健全なんだろうけども、なかなかそう簡単にはいかないというのも僕は分かっています。

ですから、考え方については、すぐには変える必要はないし、軌道修正も必要ないと思いますけども、あまり固まった頭というか、少し柔軟な発想でも少し物事を考えていかなければならないのかなというふうにごこの財政については感じました。

最後、今後の財政運営について、すごく私自身も矛盾というか、地元の皆さんたちからはたくさんの御要望があつて、普通、僕はこの総務常任委員会に所属しているとき以外は、ほとんど予算を使う議論をさせていただくんですね。こういう取組が必要ではないか、ここに困っている方がいらっしやいますよ、この投資は有効ですよ等々。

しかし、やっぱりこの総務常任委員会に所属をさせていただくと、やっぱりバランス感覚が必要だということを再認識させられる。入りがあつて初めて出の議論ができるわけですから、この入りをむげにはならないし、私たちも当然そうですね。私も四年に一回しかこの総務常任委員会には所属していませんから、ついつい四年のうちの三年間はこれを忘れてしまうんです。しかし、三千五百人の県庁職員さんたちは常にこの入りということを気にしながら自分の仕事に励んでいってもらいたいなというふうな思いを持っています。

今後の財政運営についても、これも難しいんですけども、義務的経費と投資的な経費があるとするならば、できるだけ義務的経費を縮減して投資的経費を

増やしていこうね、これが理想形なんだろうと思います。

この投資的経費についてもソフトとハードがあるとするならば、どっちに重点を今置くべきなんだろうか。ハードというのは当然借金を残します。しかし、ソフトは何も残らない。例えば、キングダム空港とか防波堤とか御議論されています。その前に、唐津に「おそ松さん」を呼んだ。その後、佐賀県の副知事に島耕作さんと呼んだ。佐賀県民は喜んでるんだろうかという議論が様々あって、私も難しいなど。要は僕たちは県民の幸せのために仕事をしてるんですね。しかし、多分そういう取組なるものは県外の人が喜んで、そして、佐賀県に関心を持ってもらう、佐賀県に来てもらう等々、結果的に佐賀県のためになるんでしょうけども、私たちはつい直接県民の幸せな顔を見たいと思ってしまう、そういう議論を望んでいます。そういう中において、キングダムについては作者が佐賀県民出身なので、ここはここできなかな議論はしにくいから、いいとしましょう。

ただ、今後の財政の見通しの中で、義務的な経費、そして、投資的な経費、投資の中においてもソフトだ、ハードだというときに、僕たちはどう考えればいいんだろう。私は答えを持ち合わせていません。しかし、やっぱり無責任ではいられないんですね。ですから、皆さんと一緒に発展的な議論をしなければならぬと思うっています。今後の見通しについてお伺いいたします。

○内田財政課長Ⅱ財政運営についてでございます。

先ほど委員のほうから入りを量りてという言葉があったかと思えます。やはり常に税率等の状況の変化というものに応じていく必要があると思えます。

これまでもですけども、ローリングを行って検証をしてきております。財政見通しの試算に当たりまして、先ほどお話がございましたけれども、公債費等の見込みを踏まえて、県債残高、将来負担比率、基金残高などについて、多角的にシミュレーションを行っています。

義務的経費、投資的経費、そういったお話がございましたけれども、予算編成の考え方に及ぶものであるかと思えます。当然限られた経営資源の中において最少の経費で最大の効果を県民に提供する視点に立っているというふうに考えております。

我々財政課といたしまして、予算を全庁的な視点ですとか中長期的な視点に立って、客観的に俯瞰して、事業の選択と集中、そういった目線で取り組んでおります。そういう中で、佐賀県の将来につながるような施策もあれば、目の前にしっかり向き合う施策というものもあるんだと思っております。

地方財政全体を見ますと、やはり不確実性は増している、それは事実でございます。そういった不確実性が増していることがありますから、やはり予断は許さないものと思っております。ですから、きつめ、きつめ、それを前提条件と置いた上で、今後も都府県、財政見通しのローリングを行いつつ、財政の健全性を確認しながら財政運営に当たってまいります。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱでは、この項目の最後に、志波部長、ちょっと通告はしていませんでしたけれども、西九州新幹線の議論に対する影響があるかないか。いつも木原先生から怒られるんですけども、新幹線に対してまだ時期尚早というか、県民の理解は得られていない、その入り口が財政負担だと私は思っているんですね。当初は六千二百億円の建設費に対して佐賀県は六百六十億円と言われた。当時の二百二十五億円からすると大分上振れしたなと思えました。佐賀県の試算でいうと、一兆円を超えますよ、佐賀県の負担だけで言うると一千四百億円を超えますよ。佐賀県民の多くが、あまりに大き過ぎて分かんないんですけども、納得できるはずがないと思うんですね、入り口の段階で、それがどうなるか分かりません。

しかし、私たちは現実を見て、空手形というか、よく分からないけれども、

分からないもの、将来に対して不安を残すがままになかなか進みにくいんだろ
うなと僕の性格上は思うんですね。ですから、当然一定の見通しの中、シミュ
レーションの中で、多くの県民の皆さんたちが安心感を覚えたときに、新幹線
なるものは着工できるのかな、同意できるのかなというふうなイメージを持っ
ているんですね。この後、僕は木原先生から怒られるんですよ。（笑声）

それはそれで置いて、部長として、財政を預かる者として、部署は違
いますけれども、大きな事業でありますので、県立大学どころではありませんか
ら、三十年先、五十年先を見据えて、この新幹線の議論に対して今の佐賀県の
財政状況を見比べて、どういう影響があるかお伺いいたします。

○志波総務部長〓お答えをいたします。

新幹線の議論に関しては、もともと知事が何度も答弁しておりますよう
に、まだ佐賀県のほうから求めているものではないということで、県としてや
るかやらないかの判断はしていないという認識を持っています。

財政に対する影響といえますのは、例えば、県でそういった特定の事業に取
り組むという方針が出た時点で、それがどういった手法でやればいいのかとか、
どういった課題があるのか、どれくらいの規模でやるべきがいいのかというも
のが出てきて初めて、収支にどういうふうに組み込んでいくかの議論が出てく
ると思います。まだその段階には至っていないと私は思いますので、現時点で
どういう影響が出るかということをお答えするのは難しいと思います。

以上です。

○坂口委員〓ありがとうございます。

では、二項目に移ります。マイナンバーカードの活用についてであります。
これもなかなか質問が難しかったというか、マイナンバーカードが有効活用
されていません、なぜか。多くの国民、県民の皆さんたちがその利便性を想像
できないというか、享受できない状況にあるからなんだろうと思います。マイ

ナンバーカードを取得した人は何人いらっしゃるでしょうか、全国という約八割
です。佐賀県はそれにちよっと上増しして約八五%の方、じゃ約一五%の方は
取得されていないんですね。通知カードを持っているだけ、別に困らないん
ですね。確かに僕もマイナンバーカードを持っていて、ああ、よかったねと思
う機会はそう多くはないんですね。だから、別に持っていないなくてもいいこ
とで、国は、何とかポイントだということを付与しながら普及を図った。鶏が
先か卵が先かですね。持っていないからサービスを提供しないのか、サービス
が提供されないから持っていないのか。

保険証については、十二月で保険証を廃止されたにもかかわらず、保険証と
ひもづけされた方はまだ半分しかないという話なんです。よく分からない。
保険証は廃止されたんですよ。ただ、それこそ通知カードがあるから困らない、
保険証番号がそこに書いてあるから困らない、何かおかしい、僕は鶏が先だと
思うんですね。国側がきちっと県民の皆さんが喜ぶサービスを提供すれば、皆
さんが手にするはずなんだろうと思う。しかし、なかなか手にしない。

十二桁のあの番号。そして、プラスチックのカード、そして最近スマホと
連動なんですね。スマホ一台あると、ほぼ普通の生活には支障がないですね。
ここにAIが入っている、ここにお金が入っている、ここにチップがあつて、
電車にも乗ることができると。健康保険証も入った、免許証も——あつ、免許証
は入っていないか。警察関係者の皆さんには、これは質問じゃありませんけれ
ども、関係でいうと、僕も喜んだんですね。マイナンバーカードに運転免許証
が入るようになったと、それはよかったね、便利になるね、一枚持ちでいいよ
ねという話ですね。

そして、僕はiPhoneですけど、iPhoneにもマイナンバーカード
が入るようになりました。去年かおとしか忘れましたけど、それはよかった
ね、じゃ免許証を持たなくてよかったね。いやいや、マイナンバーカードに免

許証は入った、スマホにマイナンバーが入った、しかし、免許証なししマイナンバーカードを持たなきゃなりませんというお話なんです。なぜだろう。これは県警が決めることではなくて、警察庁が将来的に努力をされるんであるというふうに思いますので、その努力は結果を待ちたいと思います。

私たちは日々、これで済んでいる。しかし、なかなか行政サービス、それに付随したサービスを見てみると、これで済まない。なぜだろう。個人情報保護法なるものが邪魔をしているのかとか、いろいろ考えるんですけども、民間ではほぼスマホ一台で完結できるのに、行政に関係したものについては完結できない。

ただ、人から話を聞くと、確定申告もスマホ一台できるようになって便利になったよねというところも一分野では努力をされている形跡も見えます。しかし、残念ながら、まだまだできないことがあるよねではなくて、できることがあるよね、まだそんな状況なんです。ですから、できないことのほうを探すぐらいできることを圧倒的に増やさなきゃならない、マイナンバーカードと、このスマホですね。

ですから、そういう議論をしていくことによって、多くの県民の皆さんたちが喜んでであろう、同時に経費削減にもなるんだろうと思いました。しかし、なかなか日本は民主主義社会の中というか、弱者に対してきちっと手当てをするまでというか、護送船団方式なるものかよく分かりませんが、なかなか強制的に進めることができないと思ってるんですね、このデジタル化については。ですから、なかなか悩ましいなど。こういう議論を進めると、いや、それは国の話ですから、ここで答弁できるのは、せいぜいというか、マイナンバーの活用状況等については説明できると思います。

ただ、多分これからの、政治行政の判断の八割方はAIがこれからしていく時代になるんだろうと思うんですね。私たちがその辺で道端でお話をして、

それはAIが残念ながら拾ってくれません。ですから、こういう公のところでは話をすることによって、国側なのか何なのか分かりませんが、誰かが意思決定をする過程の中で、AIに頼る、そしてそのAIがこういう公の議論であつたことをきちっと拾い上げて、そしてこういう意見もありましたよね、ああ、確かにこうなったら便利ですよ、課題はここにありますよね、じゃやこういう解決の方法がありますよね、等々をAIが考えてくれる時代になるんだろう、それも近いうちにと想像するんですね。

ですから、今回のこのマイナンバーカードについては、僕はできないことを多分多く申さなければならぬ。しかし、それは近い将来というか、すぐできようになるんだろうというふうな期待を込めて、数点お話をさせていただきます。

まず一点目、県の行政デジタル化の現状についてお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長 Ⅱマイナンバー制度は、マイナンバーの活用とマイナンバーカードの活用の、この大きく二つございます。

まず、マイナンバーの活用についてでございますが、これは個人番号を介して、行政機関同士で情報連携することによりまして、行政手続において、例えば、課税証明書とか住民票の写しとか、そういった添付書類の提出が不要となりまして、申請者の負担軽減、手続の迅速化、これが実現されるものでございます。

マイナンバー制度が始まった当初は、この番号を介して情報連携する分野とというのは限られておりまして、社会保障、税、災害対応、そういった分野に限定されておりまして。その後、法が改正されまして、利用可能な分野や手続については段階的に拡大されてきております。

県の手続を見ますと、例えば、高等学校等の就学支援金の支給事務、県営住宅の家賃決定の事務、児童手当の支給の事務など約三十の手続で、このマイナ

ナンバーによる情報連携を活用しております。所得の情報、住民票の情報、そういったものを申請者が県に提出する代わりに、県が直接確認しております。そのことで今年度だけで約十五万件の添付書類の省略が達成されているということでございます。

続きまして、大きく二つ目なんですけれども、マイナンバーカードの活用現状でございます。

マイナンバーカードはカードに顔写真がついておりますので、対面で本人確認ができる手段として使えるほか、カードのＩＣチップには電子証明書が搭載されておりますから、カードをスマートフォンなどの電子媒体で読み込むことで、オンライン手続でも本人を証明することができるということでございます。ですから、この機能を活用しまして、スマートフォンによる確定申告が可能になったり、マイナ保険証、またマイナ免許証、こういったものが実現できており、活用の幅は広がっているとございます。

マイナンバーカードに関するこれらの取組は、佐賀県だけではなく全国的に導入されているものがございますが、そのカードを活用した県の取組として、今、議会のほうに御提案させていただいています「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）」、こちらのほうが可決されますと、県の手続において、住民票の写しの提出の代わりに、マイナンバーカードの提示で本人確認ができるといったことが可能となります。

このように、マイナンバーやマイナンバーカードを活用した行政手続を進めている状況でございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱありがとうございます。

では二点目、どのような課題が現状あるのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長Ⅱまず、マイナンバーを利用した情報連携でござ

いますね。こちらのほうは、番号法、その関連法令、もしくは県の条例で定める事務でしか利用できません。しかも原則、行政機関同士で情報連携を行うためのものでありますので、例えば、医療機関の診断書を行政機関が直接マイナンバーを使って情報連携するといったことはできないと、現状としてはこういった制度になってございます。

次に、マイナンバーカードの活用における課題でございますけれども、マイナンバーカード自体にマイナンバーが記載されていることから、なかなか利用に当たって心理的なハードルが皆さんお持ちではないのかなということが考えられます。それと、マイナ保険証やマイナ免許証以外でマイナンバーカードを活用した新たなサービスがまだまだ少ないということから、カードを持つメリットが分かりにくくて、県民全員への普及が至っていないのではないかと、いうような課題を認識しております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ様々な課題があるんだろうと思います。

今、二点、答弁の中で心理的なもの、あとメリットという話がありました。心理的なものなるものは何ぞや。要は個人情報なんでしょうね。例えば、今、給付つき税額控除なるものを二年後に始めたいという議論がある中で、政府はマイナンバーカードに銀行口座をひもづけしてくださいと。これは資産を統制するわけではないんですね。一つの口座をひもづけしてください。だから、これは基本的に給付を対象にしているんだろうと思うんですね。

給付つき税額控除なるものの、その給付の大前提は、私は銀行口座のひもづけなるものは必須ではなからうか。昔、安倍政権のときに十万円ですね、国民の皆さんに対してお渡しするときに、私たちは十二桁を紙に書いた。そして、役所の皆さんたちがその紙をパソコンに打ち込んだ。そこに打ち間違いがありましたとか、そこにどれぐらいの費用と時間がかかっているんだろう、もった

いないと思いました。アメリカは即時給付しましたという話を聞いたときに、日本は遅れているなと思いました。

心理的なもの、それはほとんどが勘違いです。絶対に守らなきゃならない個人情報とは何でしょう、そうなんです。例えば、僕で言うと、銀行口座を全て見られると嫌ですね。あの人はあがん偉そうにしよるけど、意外と持っていないかったねとか、変に心配されても僕は嫌だから、そこは隠したい。もう一つは病気のこと、それは別に何の問題もない。誰かの役に立てるならばオープンでいい。例えば、学生のときの成績、一とか、二とか、三ばかりでしたからね。何の問題もない。事実なんでも。今頑張っていれば、それはそれでいいんですよ、とかですね。要はそうそうないんですよ。

ですから、心理的なものはやっぱり払拭する努力で何とかなるもの。あとはやっぱりメリットですよ。メリット感がないと、誰が申請しますかという話。さつき病院の話も出ましたですね。病院でできるだけマイナンバーカードでピットと毎月初めにしてくださいね、最近はスマホでもできますよと努力をされているんですね。要は、何となく多くの、半分の皆さんたちは分かりました、できるだけ協力しますという話。しかし、あとの半分の方たちは協力しない、なぜか。メリット感がないからです。

例えば、私の例で言いますと、私は肝疾患持ちなんです。二、三年前にお医者さんから、坂口さん、助成金がありますよ、負担が一万円を超える人は一定の助成があるんですよというチラシがあつて、僕は一万円ちょっとしか超えないので、あまりメリット感は無かったですね。しかし、せっかくだから、同じ人たちが同じ申請をして、どういう恩恵にあずかって、どういう課題があるかということを得るがために私も申請してみました。すると、マイナンバーカードがありますからね、保険証と両方持って、これを持っていれば大丈夫だ

と思つて保健所に問い合わせると、そういう制度があります。病院から何かんとかをもらつてきてください、領収書だなんかだといつて、当然全てをそろえることはできませんでした、僕の場合はね。領収書を持っていけばよろうと、ついつい半分だけ聞いて持つていったら、書類が不足していましたといつて、病院に二回行かなきゃならない。そして、保健所にその紙を持っていけば、もうそこにデータはあるんです。けど、行政同士しか今は駄目だという話だったんですね。

病院はもう進行政ですよ。これだけ保険証を使っている病院なんでも。これを完全民間の、例えば、普通の民間の銀行とはわけが違うと僕は思うんですよ。普通の民間の銀行でも、マイナンバーがあれば開設もできるし、送金もできるし、銀行なんか行ったこともない、電話をしたことがない。しかし、私たちは銀行のサービスを受けることができる、なぜか。お客さんだからです。民間の会社はお客さん、できるだけ私たちの銀行を使ってほしいと思う。だから開設しやすい、ハードルを下げる、できるだけ送金、入金、出金、いろいろしてほしいから、コンビニで使える、何だかんだといつて僕たちは銀行に行くこともなく、いろんなサービスを享受することができます。

しかし、行政は違いますね。僕もそうです。よく一万円を超えたら助成をしてももらえるかもしれないとか、あの申請ばせんと何とかがされんもんねとかですね。すると、私たちは武雄の杵藤保健福祉事務所に行かんばいかぬ。もともと鹿島に三十年前はあつたんですよ。しかし、できるだけ電話で済むように、できるだけ皆さん来なくていいようにしますから、うちの実家から一時間かかりますので。当初はそう言うんですよ。来なくていいようにできますから。それで、今はデジタル化、来なくていいのかと思つたら、やっぱり二回行かんばいかぬ。本来一回でいいものが、なかなか行政のプロでもないし、そして、一年に一回するものでもないし、たまにしると言われても、はい、分か

りましたと言ったつもりでも、分かっていないんですよ。だからまた、私も杵藤保健福祉事務所に行って——僕じゃない、妻に行ってもらうんですけどね。

そしたら、あれが足らんやったよと、最後はあなたが名前を自筆で書いていなかったからといって、送ってきたよとかですね、さあ大変ですよ。マイナンバーカードはあるのに。こっちに保険証番号、こっちにマイナンバーカード。

この番号の連携はいろんなところでできているんですよ。しかし、それでも行政同士やないと駄目ですよと言ってますね。意味が分からんと言ってます。しかし、僕たちは行政にはお世話にならないということ、皆さん、愚痴も言わずに病院を救済復、保健福祉事務所に救済復。できる人は一回ずつでいいのかもしれない。しかし、多くの皆さんたち、車を持っていない高齢者をどうされているんだらう、独居者は想像すると胸が痛むんですね。

このまま放置していいはずがないと思いますしかし、なかなか行政は急がない、なぜか。民間とは違うんですね。そこに多くの不満があつて、その不満の象徴が多分その申請率、保険証で言うと、まだ五割しか申請されていない状況があるのかなというふうに残念に思ってますよ。

ですから、今言われた課題をきちつと克服してもらわなきゃならないと思うということ、三点目、県民の皆さんが利便性を感じるための取組をどう進めていくのか伺いたします。

○土井行政デジタル推進課長 今後の考え方でございますが、まず、マイナンバーを利用した情報連携につきましては、法で明確化されておりますが、順次、事務を拡大されておりますので、徐々にではありませんけれども、マイナンバーを活用した行政手続は推進されると考えております。

また、法制度の範囲内でございますが、マイナンバーを利用した情報連携については、県で独自に利用する事務を増やすことが可能でございますので、独自利用事務の拡大に向けた検討を行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、マイナンバーカードの今後の活用でございます。

現在、国においてマイナンバーカードの利活用の推進のための検討がなされております。令和七年六月に国が公表しました「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、マイナンバーカードの保険証や運転免許証との一体化だけでなく、救急業務、健康・医療・介護・母子保健、災害支援等の幅広い分野で利用されることを目指しております。

その検討の中の一つとして、県でも取組を始めておりますが、公費負担医療や地方独自の医療費等助成制度において、受給者証とマイナンバーカードの一体化といったものが検討されておまして、県においても健康福祉部において取組が進められております。

さらに、利用者であります県民に向けても広報していかないといけないと思っております。マイナンバー制度、もしくはマイナンバーカードで何ができるのかと、分かりやすく伝えるような情報発信の充実を図っていききたいと。

もう一つ、デジタルデバイス対策でございますが、デジタルに不慣れな方でも安心してマイナンバーカードを活用したサービスを利用できるように、スマートフォン の操作方法などを教えてくれる地域のサポーターの育成といった取組も現在やっておりますけれども、継続してやっていきたいというふうに考えております。

こういった取組を進めまして、着実にマイナンバーやマイナンバーカードを使える仕組みとして定着をさせていき、県民の皆様の負担がより少ない行政手続の実現につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○坂口委員 僕は土井課長はできる人だと思っておりますので、乞う御期待ですね。

では三項目め、すみません、約束の時間はオーバーしましたけども、できる

だけ急ぎますんで。高等専門学校についてであります。

約二年前の一般質問において、私は県立大学の議論がなされるときに、なかなかみそ薄いというか、県立大学だけでいい大学ができるであろうかという心配をしました。そういう中において高等専門学校、ここは期待値というか、実績が高うございますので、ことと連携することによって大きな相乗効果を得ることができないんじゃないかという御提案をして、皆さんは前向きな答弁をいただきました。現在の検討状況をお伺いいたします。

○日野政策総括監Ⅱまず、三つに分けてお答えさせていただきます。一つは全国の高専の状況、それから、大学と高専の連携の状況、最後に、佐賀県としての考え方でございます。

まず、全国の高専の状況でございますけど、我が国には、今、高専が五十八ございます。ほとんどが国立です。数で申し上げますと、国立が五十一、それから、自治体がつくった公立が三、それから、民間の私立が四でございます。高専がない県は埼玉県、神奈川県、山梨県、滋賀県、そして、佐賀県の五つでございます。公立大学も高専もないのは佐賀県だけでございます。

高専設置については、いろいろ民間のほうからも、また、議員のほうからも設置云々を求める御意見をいただきました。気持ちはよく分かるところでございます。

ちなみに、国におきましては国立高専の新設は行わない方針でございます。我が国の今成長戦略が特にAIとか半導体中心に国のほうで成長戦略を進めようとしておりますけれども、その一環として国立高専につきましては、学科とかコースの再編を進めようという機運がございます。新しくつくるということで、自治体がつくる公立でありますとか、民間におきます私立の高専について新設を支援するという方針を持っております。

こうした中、滋賀県でございます。高専がない五つの県のうちの一つでござ

いますけれども、滋賀県におきましては、県立高専の設置を準備中でございます。して、令和十年に開学予定でございます。開学すれば、全国四つ目の公立高専となります。

次に、大学と高専の連携のことでございます。

坂口議員からも高専があることで大学が生きてくるんじゃないかという御発言も冒頭ございました。自治体立に限って見てみますと、東京都、大阪府、神戸市、この三つが既に高専を自治体で持っているわけです。そこに先ほど申し上げましたように滋賀県が加わります。

この公立高専ですけれども、いずれも運営が公立大学と同じ法人で行われております。つまりどうということかという点、一つの法人の中で公立大学と公立高専を運営している、そして、公立大学と公立高専が連携していると、こういうのが基本的な構図になっております。

幾つか事例を申し上げますと、神戸市でございますけれども、ここは神戸市さんがつくった大学であります神戸市外国語大学というのがございます。これはよく神戸外大というふうに言っているものでございます。そこ神戸市立高専があるわけですけど、この二つを神戸市のほうでは兄弟校というふうに銘打っております。例えば、高専のほうで開設している理系の科目ですね、確率統計でありますとか、それから、神戸らしいと思えますのは防災工学、それから、アルゴリズムとか、そういったものを神戸市外大の学生のみに開放していると。結果的に神戸市外大の学生は文系科目を学びつつ理系の専門科目も興味に応じて学べるというような学びを深めています。

また、東京都でございますけれども、ここは東京都立大学であるとか、東京都立産業技術大学院大学、それから、東京都立の産業技術高専がございますけれども、こちらは、高専と大学の連携研究というものを実施しております。

いずれも高専の生徒にとってもプラスだし、大学の学生にとってもプラスだ

というふうに思っています。

それからまた、最近でございますけれども、従来は高専を卒業した後、真つすぐ就職するという方が結構多かったわけですが、ほとんどの方がそうだったという時代もございました。最近の傾向を見ておきますと、高専を卒業した方の約四割が進学しております。進学先はどこかというところ、一五%が高専の専攻科というのがあります。要するに五年高専で学んだ後にプラス二年さらに高専で深掘りして学ぶと、ここに進学している学生が大体一五%、二五%がどこか別の大学三年に編入しています。そういった形で、高専を五年卒業した後に、さらに学びを深めようという生徒が最近増えているというような状況です。

こういった意味で、高専と大学の連携とか接続というのは、これからまた増えるかもしれないというふうに思っています。

最後でございますけれども、佐賀県の検討状況でございます。今、私どもは県立大学の開学に向けた準備を進めております。基本的な考え方はこれまでも申し上げておりますが、県立大学の開学後に当然、高専もできれば、佐賀県の高専教育環境が充実することは間違いないと思っております。

じゃ、どういつながりができるのかなと思つたときに、先ほど土井委員の御質問にもお答えしましたが、県立大学はデータサイエンスとマネジメントを主に学びます。これは高専と完全に重なるかというところ、全く完全に重なることはないと思います。だからといって全く無関係でもない。

どういうことかというところ、例えば、高専で最近、情報系とかAIを学ぶ高専というのは増えているわけなんです。そういったところで一定のスキルを学んだ方たちが、例えば、大学三年に高専卒業後編入してきて、いろんなマネジメントを学ぶというふうになると、自分で磨いた技術とか、そういうテクニカルな知識をより実社会の中で生かせるような、そういう能力も身につけることができるんじゃないのかなというふうに思っています。そういった意味で、

県立大学と高専の連携というのは大変面白いというふうに感じます。学びの深みが出てくるんだと思います。

公立大学も、高専も今、佐賀県にございませんので、県立大学は今ゼロからつくっているわけでございますけれども、この議論の中でも、次はこういう学部をつくってほしいみたいなことも御意見をいただくわけでございますが、全国的に自治体がつくっている大学と高専の連携の様子を見ますと大変興味深く思っておりますし、我々もこれから十分検討していきたいと思えます。全国的にも大学と高専の連携はこれからは進んでいくと思えます。高専を新たにつくるといふ新しい動きも、徐々にではありますがありますが、これからは出てくると思えます。

ただ、そのときに、従来型のものづくり産業にすぐ絞って、真つすぐ高専を卒業した後に現場に出ていくんだということではなくて、高専の形も変わっていきっておりますので、そういう今後の高専の将来の姿も見極めながら、佐賀県立大学と高専の連携を意識し、検討をより深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱですが、生きているコンピューターというところ、よく分かりやすい答弁をいただけてありがとうございます。

僕自身は前向きに捉えることができたすばらしい答弁だったと思うんですね。しかし、やっぱり実現のハードルは高いんだろうというふうな想像します。どうしてもついつい国立なるものを他力本願的に想像してしまうんですね。佐賀県は特に財力がそう豊かではありません。そして、これから二百億円かけて県立大学をつくらうとしている中で、同時並行的に公立を、じゃ、私立ができるかというところ、大きなSUMCOさんあたりか分からないけれども、どこか人材を確保するがためにうちがつくりますと。国も当然、国立は無理かもし

れないけれども、支援の体制なるものはあるんでしようから、民間も完全にゼロではないのかもしれませんが。しかし、県立でつくるといふことになる、まあ、大きなハードルなんだろうと思うんですね。ですから、今の段階でいうと研究の過程にあるんだろうと。ただ、高専の前段階で県立大学を一定成功に導かなければならない課題が僕たちにもあるんだろうと僕は思うんですね。

私は、お金以上に中身について不安を持っているところがあります。いい大学をつくりたい。いい大学の、いいというものはどういふものなんでしょうか。例えば、偏差値だけでいうと、あまりよすぎると卒業者はどこに就職するんだろう、佐賀県の中小企業に就職してくれるんであろうか、そういう優秀な人へ高い給料を払ってでも佐賀県内の中小企業の皆さんたちは雇用したいんだろうか等々ですね。ですから、偏差値でいうとどのレベルなんだろう。佐賀愛なるものは当然マックスのほうがいいんですね。できるだけ望んでいられるけれども、県外でなかなか進学できない人々を県内できちっと受け入れる、できるだけ佐賀県にゆかりのある人を入学させる、それはすごくいい取組。そして、卒業後も全員は無理。しかし、圧倒的多数が県外に就職をすると、佐賀県が毎年二億円ずつ投ずるランニングコストもどうなんだろうという議論もしなければならぬですね。

そういう中において、一定の、その七割がいいのか分かりませんが、大体三分の二というか、半分じゃ足りないんじゃないと。佐賀大学はなかなかそういう楽観的な状況ではないんですね。しかし、県立大学はもうちょっと佐賀県に身近な大学として佐賀県民を受け入れる、そして、佐賀県民になってもらうような大学をつくる。

そして、午前中の議論を聞いてみると、何となく、一学部ですからそうなるのかもしれませんが、浅く広くというようなイメージを僕は持ったんですね。そういう教育体制にあるんだろうと。少し物足りなさを感じたというか、

私は天才を育てる必要はないと思いますけれども、一分野には一定特化した――僕は教育委員会と議論をするときには、全国学力・学習状況調査なるものがあって、平均に対して、国語だ、算数だ、何とかが平均よりも〇・何点高かった、低かったと一喜一憂していますけど、何の問題もないと僕はいつも思っています。人間なるものは、社会なるものは特化した人間を求めていると思うんですね。才能がある分野だけでもいいんですよ。僕は学生時代、ばかというか、勉強はできませんでした。しかし、何かよう分からんけど、算数だけはできたんですね。数学だけはできたんです。僕は勉強が嫌いだったから勉強しなかった。しかし、できたんですね。だから、自分はばかじゃないだろうと何となく思っていました。成績はばかだったんですけどね。ですから、僕は自分事としてそういう大学をイメージするというか、全体的なレベル、天才を育てる必要はないのかもしれませんが、特化的に得意分野を伸ばすような大学であって、そして、伸ばした分野に対して社会が受け止める、佐賀県の中小企業の皆さんたちがその子を生かすようなマッチングというか、そういうものがあるればいいなと。

僕が十八歳の子供たちに言うのは、自分の得意分野で勝負できる仕事に就けばいいよねとかいって、好きなもの、得意分野に就けばいい。それがもしマッチしていなければ苦しむことになるのかもしれない。全てできればいいんだろうけど、人間そうそうそんなものではないだろうというふうに思いますので、県立大学もどのレベルというか、どういう大学になるか、僕もまだ予想できない。だから、もろ手を挙げて賛成だと言いくところもあるんですね。しかし、二百億円も投じるならば、当然、佐賀県のためになるような生徒さんたちを育成してほしいと願っているんです。

この質問はやっぱり時間がかかりますので、県立大学ができた後でもまた再度議論を深めていきたいと思えます。

次に四点目、県立大学についてであります。

僕も、難しいカリキュラムだ、先生だというこれから具体的に議論についてはあまり得意分野ではありませんから、ここはお任せをして、十一月の定例議会において御議論がなされていまして食堂、売店、トイレ。個人的なお話をさせていただくと、食堂と売店は必要ないと私は思っています。あの狭い空間の中に食堂が必要か、ちっちゃな中途半端な売店が必要かというところ、必要ないんじゃないか、毎日同じ食堂で食べたいとも思わないし、ただ、あればあったでそれは困ることはない。しかし、限られたスペースの中で、限られた時間しか利用しない食堂、売店が必要かというところ、僕だったら要らないと思うんですね。

しかし、あればいいなと思うのは、近所にコンビニとカフェなるものがあればいいんじゃないかな、便利なんじゃないかな。見渡すとなかなかいいものがないとするならば、敷地外の有効なところに民間が自主的に参入してくれば、それはそれでありがたい。しかし、そうではないとするならば、佐賀県もそういう発信というか、この大学に約千名の皆さんたちが通学をするわけですから、その周りには当然、商業的なスペースも生まれるであろう。

ですから、そこに一定の飲食というか、日常的に必要なものを購買できるものがあるといいですねというものは当然発信する必要がありますし、そして、呼び込むときにも協力できることがあるならば、佐賀県もやっぱり協力していく必要があるんじゃないかと思えます。

なかなかスペース、地図だけで見るとそうそうないのかもしれないかもしれませんが、必然的にコンビニ、カフェ、食堂等々ができればいいな、そして、開校した後はどうしてもできない、そして、開校した後はどうしても生徒さんたちからの望む声があるとすれば、当然それは民間的な発想で生み出していけるものだと思うんですね。

例えば、移動販売でおいしいものを提供したり、移動販売で購買のものも買えたり、スペースを貸しますから誰か出店しませんか等々でもできると思う。今、固定化して食堂だ、売店が必要かというところ、要らないんじゃないかなと思いは思いました。

一方でトイレ、名称はオールジェンダーということで御議論がなされてきました。僕は不安を持ちました。僕はぼうっと聞いていたんですね。そしたら、カメラが設置されないように凹凸をつけませんか、盗撮できないように隙間をなくしますとか、男女二人になったときに怖い思いをしなくていいように出入口を二カ所設けます。この人たちは何の議論をしているんだろうかと思いたんですね。これから未来発展的な大学にそんなトイレをつくるんですかと思えました。そういう危険なものをつくるんですか。だとするならば、男性トイレがあつて、女性トイレがあつて、みんなのトイレなるものがあれば、この三つを区分すれば事足りるんじゃないんですかと思いましたし、今でも、今を生きるだけならそれでいいと私は思っています。しかし、この教育なるものは一定の気づきを与える分野でもあるのかもしれない。

そして、このLGBTQ、これはすごく難しい、私も質問するか悩みました。デリケートな問題ですから、軽々に発言していいはずがない。しかし、私が危惧するところは、これから皆さんは設計会社に発注するんですね。僕たちは、議決をしてその責任を負うんですね。

僕の心配の種は二つです。一つは五年前かな、東急歌舞伎町タワーなるものができて、そこにはジェンダーレストイレなるものがつくられたそうです。結果的にSNSで炎上して、それは四カ月で廃止をして、男女別に改修をされました。私もできればこの議論の前に当施設を見ておきたいなと思ったけど、それはかなわなかったんですね。ですから、どういう改修がされたのかな。私たちがこれからつくるであろう県立大学でそんなことはあつてはならない。つ

くったけれども、後々炎上して、不満があつて改修をする、そんな事態には絶対にさせてはならないと思いました。

もう一方では、使われないトイレにもなつてほしくありませんでした。私は男性です。あの議論を聞いたときに、私は思った。僕だったらあのトイレは使わない、なぜか。カメラを設置するかもしれない、盗撮をするかもしれない、そう見られているかもしれないようなトイレに怖くていけない。一階と三階に行けば普通に男子トイレがあるならば、私は多分そこに行くんだろうと想像しました。

そして、女性の方数名の方に聞きました。佐賀県はオールジェンダートイレなるものを造ろうとしている。基本的には十九歳から二十二歳の人が対象だけれども、リカレント教育の年代を、幅広く利用するような大学になってほしいという希望も持たれていますので、多くの方たちが身近に使うような校舎になつてほしい。そしてそのワンフロアがオールジェンダートイレ、女性の方に聞きました、どう思うね。男の人の後に使うのは嫌ですという方がいらつしゃいました。ああ、そうよね、においがやろうとかさ、汚れとるもんねとか、けど、私は、例えば会議の席だったらこういう発言はしませんと。差別に当たるかもしれない、区別に当たるかもしれない。トランスジェンダーの方が一定数の割合の方でいらつしゃつて、その人たちが苦しんでいることを知っているならば、当然そんなことは言えない。ですから、私たちはそこに配慮しなければならぬ世の中は来ているし、当然それは先々、男だ、女だという時代ではない当たり前の世の中をつくらなければならぬのかもしれない、トイレに限ってはね。

今回のこのジェンダーについての地球上の課題は大きく三つあるんだろうと私は思います、今僕が考える中ではね。一つはスポーツ、次が風呂、三つ目がトイレ。スポーツはなかなかホルモンで幾ら調整しても、もと生まれた性が男

性の人が女子の種目に出て金メダルを取ったら、よかつたねと思う反面、銀メダルの人はどう思っているんであろうと、この議論は多分残るんだろうと思います。しかし、なかなか軽々にそれは反対だ、賛成だということは僕にはできません。

お風呂もそうですね。お風呂はなかなか難しいでしょう。しかし、だから一定の人たちには我慢をしてもらわなければならないんだろうと思います、現状ではですね。

しかし、トイレは何とかなるんではなからうかと一見私も思っているんですね。今は無理だけれども、十年後、二十年後、もしLGBTQ、特にトランスジェンダーの皆さんたちが潜在的に一割ぐらいらつしゃるよという話を聞いたときに、その人たちに配慮しなければならぬ世の中というのは当然です。

そういう中においてオールジェンダー、すると私は思いました。何か気になる。反対はしにくいけど、賛成もしにくい、難しいなと思うときに、僕はこういう悩んだときは、その議論から逃げるか、それともずっとぼやつと考えるか。ぼやつと考えているときに神様が僕にアイデアを授けるんですね。「すわるトイレ」ですと、名称は皆様にお任せしますが、座るトイレを造つたらいいんですと。要はジェンダー、性をそこで区別するからいろいろ問題があるんですよ。例えば、僕はオールジェンダーということで、オールジェンダートイレで検索をしました。すると、ある画像が浮かび上がってきました。すると、普通のトイレ、標識というのがよく分からない。ピクトグラム、男だ女だ、ここにオールジェンダー、ジェンダーレストイレが幾つか日本にありますので、半分スカート履いている人が写っていたんですね。これはいいのか、僕はその画像を見たときに不快な思いがしました。そんな人はいませんと。半分スカート履いているような人はいない。しかし、一つの表し方としてはあるのかもしれない。そこに絵があるということはどこかにその表示があるのかもし

れない。しかし、何となく僕は違和感を覚えた。

じゃ、男だ女だ何とかだと、それを区別しないトイレとは何だろうというときに、私の中の答えは「すわるトイレ」です。そこを座るトイレにするならば、女性の多くは男性の後に嫌という理由が汚れているからです。立つてするからなんですね。じゃ、拭けばいいじゃないのという、僕も当然自分の汚れは自分で拭くことはできますけれども、前の人の汚れは拭きたくない、汚いんだもん。そういうコンビニもありますもんね、女性専用、男女兼用、それと僕も僕の後には女性が待つていとすごく調子悪い。その前の、その汚れは僕のじゃありませんからと思うけど、それは他人だから言えない。うちの妻に言う、私は待つてでも女性専用のトイレに行くというんですね。ああ、なるほどなど。人それぞれなんでしょう。

しかし、僕たちはトイレに対して敷居を低くする啓発なるものが、多少言い過ぎならば、気づきというか、特に若い感性の皆さんには気づきというか、トイレに対して男だ女だ、そういう時代ではない、そういう時代をつくろうよという啓発的な取組でいうと、ありなんだろうと私は思うんですね。けれども、私自身もまだ出来ない人間ですから、答えは持ち合わせていませんけれども、私が今思うのは男子、女子、みんなのトイレを区別して造ったほうがいいと思う。これが第一点。

二点目は、啓発の意味で、皆さんが、いやいや、そういう時代ではありませんと、啓発の意味でオールジェンダートイレを造りますと強い自信を持って言えるのが二点目。

三点目は、「すわるトイレ」、やっぱりオールジェンダーという、要はみんなのトイレを造るときに、僕はジェンダーと入っていることに対して、私の中では抵抗感がありますので、このジェンダーをちゃんと外す。要は座るトイレにするならば、座ってするならば、要はきれいなんだもん、比較的。だから、

みんなが使えるんですよという前向きにするならば、使われないトイレではなくて、みんなが使いやすいトイレに成長していくのかなと私なりに想像したんですね。このことについての見解を求めます。

○林政策総括監理Ⅱ県立大学の施設整備のうちトイレの問題についてる御指摘をいただきました。

まず、トイレの問題というのはプライバシーと尊厳を守りながら、面積や予算の制約というのは必ずついてまいります。御指摘があったように、それぞれ各人でも思考が全然異なりますので、そうした様々なニーズを一つの形にまとめないといけないという難しさがあるんだなと思います。

まず、答えやすいほうから申し上げますと、ジェンダーというものにフォーカスしないでいいんじゃないかという御指摘だったと思うんですが、我々も大事なことが、誰もが利用しやすい環境であって、それがちゃんとプライバシーも尊厳も守られることが大事だと思っています。県立大学は様々な方に利用してほしいと考えてはおりますけれども、当然、利用頻度が高いのは十八歳から二十二歳の世代で、その世代の学生が過ごしやすく学びやすいようにしたい。

まず、その点でも性別にフォーカスするのではなくて、座るトイレという御提案もいただきましたけれども、その衛生感覚とか使い方に焦点を当てるといふふうに視点を変えて考えてみるという御指摘だったと思います。それは今後検討を進めるときに大いに参考にさせていただきたい大きなヒントかなと思います。

我々も名称を何かジェンダーにフォーカスしてアピールしたいわけではないので、あくまで機能としては男女共用トイレとしたいと思っておりますが、その上で個室の中の使用とか動線の工夫とか、それからサイン表示の例示もいただきましたので、そうしたハード、ソフト両面で検討を重ねていきたいと思っております。

一般的な慣習に従えば、男性用トイレ、女性用トイレ、多目的トイレというのが今の一般的な感覚なのではないかという御指摘ですけれども、先ほど申し上げたように、利用頻度が高いであろうその十八歳から二十二歳の世代というのは、多様な価値観とか、性自認に違和感があってもおかしくないんだということ肯定されながら教育を受けてきている世代だと思います。そうした人たちが、誰かがどこかで肩身の狭い思いをすることのないような環境を整えたいと思っております。

県立大学はそうした時代とか社会の価値観の変化というのを受け止めて成長していく大学でもありたいと思っておりますので、複数の男女共用トイレを設けることで、その存在自体で、LGBTQをはじめ多様な方々の思い、もしくは大学施設とか公共空間における配慮の在り方はどういったものがいんだろうかとか、いろんなことを考えるきっかけにしてみらえばなと思っております。啓発とまでは申し上げるつもりはないんですけども、何かその気づきとかきっかけになればというふうに考えております。

引き続き、まだ実施設計を進めている段階ですので、今日いただいたヒントを基に、誰もが利用しやすい環境を整えられるように検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○坂口委員Ⅱ大幅に目標時間を過ぎたことをおわびして、質問を終わります。

(笑声) ありがとうございます。

○徳光委員Ⅱ県民ネットワークの徳光清孝でございます。まず最初の質問は、佐賀県公安委員会の会議録のことについて何点か質問したいというふうに思います。

科捜研のDNA型鑑定の不正問題については、これまで私も、第三者による調査の必要性、それから、警察庁の特別監察中間報告の内容について、そして、

公安委員会の会議録の開示について質問をしてみました。

最初の二つは現状、あるいはこれから考えると、なかなかもう質問しづらいのかなというふうに思っています。それは警察庁の特別監察が進行中ですから、その最終結果が出ないと、なかなか県警察の方々も答えにくい。今はそれに真摯に対応していくということに集中していることだと思っております。それから、被疑者が起訴されて、今後公判が始まりますので、そういった中でもなかなか聞きにくいことがあるのかなというふうに思っています。

そこで、今回聞くのは、先ほど言いましたとおり、公安委員会の会議録についてです。

昨年の十一月定例県議会の総務常任委員会から今回の一般質問でも、とにかく議論の内容が分かるような資料というのを明らかにしてほしいということで、再三再四求めてまいりましたが、今の段階では、答弁を聞いてもなかなか腑に落ちない部分がありますので、この点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、ホームページに掲載するまでの一般的な今の流れについてちょっとお尋ねをしたいと思います。会議内容、公安委員会が定例で会議をしたり、あるいは臨時に会議をしたりということがありますが、その会議内容はどのような方法で記録をしているのか、まずお尋ねいたします。

○高森警察本部総務課長Ⅱ御質問いただきました会議内容の記録方法についてお答えいたします。

公安委員会の会議録につきましては、佐賀県公安委員会運営規則に基づき、会議の開催の都度、作成しております。この会議録の作成に当たっては、公安委員会補佐官室において、会議の内容について記録した会議録の案を作成し、県警察の会議出席者に対して、記載内容に誤りがないのかを確認した上で公安委員会にお示しして、必要があれば修正等を行っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ確認です。録音はしていないということなんですかね。通常よくあるのは、録音したものをテープ起こして、それを簡略化するというようなこともあると思うんですが、その辺は違うということですか。

○高森察本部総務課長Ⅱ会議で録音をされているのかということについてお答えいたします。

会議録の作成にあたっては、公安委員会補佐官室において、会議の内容を筆記し、これに基づき、会議の内容について記載した会議録を作成しており、録音しておりません。

○徳光委員Ⅱそれじゃ、最初の答弁で、会議録の案という文書ができるということなんですが、その後のホームページに掲載するまでの流れについて、かいつまんでお答えをいただきたいと思います。

○高森察本部総務課長Ⅱ御質問いただきましたホームページ掲載までの流れですかね、これについてお答えいたします。

繰り返しになりますけど、公安委員会の開催後、公安委員会補佐官室が、議の内容に記載した会議録の案を作成し、県警察の会議出席者に対して、記載内容に誤りがないのかを確認した上で公安委員会にお示しして、必要があれば修正等を行っております。その後、公安委員会において成案としました会議録を公安委員会のウェブサイトに掲載する扱いとなっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱこれも確認ですが、それなら、会議録(案)という書類は存在するということですね。

○高森察本部総務課長Ⅱ会議録(案)というのは、あくまでも先ほど申しました公安委員会補佐官室、これの筆記したものに基づいて会議録を作成する途中の段階のものが会議録(案)となります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ書類はあるということですね。

○高森察本部総務課長Ⅱあくまでも公安委員会補佐官室の職員、これが記載したものについては個人のメモとなりますので、会議録が成案となった段階で廃棄しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ廃棄するかどうかは別にして、そういう文書は一時的に存在するわけですよ。もういいですが、情報公開条例とかで対象になるのはメモも対象になるんですよ、これまでの全国の例でいくと。だから、それを廃棄するのがいいのかどうかというのはもう今日は言いませんけれども、そういった文書が今のというと廃棄するので、一時的には存在して、それを基に概要を作って、委員の皆さんに確認するという流れだと思うんですね。

それでは、ホームページに掲載する際に、特に何か注意をしているというふうなことはあるでしょうか。

○岸川公安委員長Ⅱ御質問いただきましたホームページに掲載する際の注意点についてお答えいたします。

会議録については、御説明しましたように、公安委員会のウェブサイト公開することを前提としており、作成の段階から、個人のプライバシーに関わる内容が含まれること、犯罪捜査の手法をはじめ、公にすることにより警察活動に支障が生じるおそれのある内容が含まれること、職員の人事に関わることなど、公にすることになじまない内容が含まれること、会議の時点において調査中のものや検討中のものなど、中途の段階で公にすることになじまない内容が含まれることなどに係る議事内容については、そもそも記載を控えたり、記載する場合であっても表現を工夫したりするなど、必要な対応を取っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱそれじゃ、今現在のホームページに掲載されているその内容につ

いてなんですね。私も何回も見ましたけれども、公安委員長の挨拶というのはかなり具体的に書かれています。協議された内容というのはこんな意見が出ましたよということとか、決定事項等は書かれているんですが、私はもう少し分かりやすく、重要なことであればどんな議論をされたとかいうことも含めて、今後、掲載内容を変更する考えというのは今現在どうでしょうか。

○岸川公安委員長⇨御質問いただきました今後のホームページ掲載内容につきましてお答えいたします。

公安委員会の議事内容の公表の在り方につきましては、委員の御指摘も含め、様々な意見があるものと思います。しかしながら、公安委員会といたしましては、会議録の公表の在り方については、一般質問での答弁の繰り返しとなり恐縮ではありますが、それぞれの会議の議事内容によりましては、特に申し上げたような公表になじまないものや公にすべきでないものなどに係る議事内容は慎重に取り扱うべきものと考えております。

私ども公安委員会としましては、申し上げたようなその議事内容が公表になじまないものや公にすべきでないものなど、慎重な対応を要するものもあることを踏まえつつも、既に一般質問において申し上げたとおりですが、本件に関して種々の特別の対応を講じたように、引き続きそれぞれの事案や状況に応じて、また、様々な御意見を伺いながら、会議の在り方を含め、その活動状況を広く御理解いただくことに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○徳光委員⇨いろいろな意見があると思いますけど、言われたように、捜査に関わることとかプライバシーとかいうのは、当然、公表できない、掲載できないというは十分分かりますんで。ただ、今回のことを受けて、やっぱりいろんな公安委員の中でも十分御議論されて、必要に応じて、例えば、こういう案が出てきても、委員さんの中でここはこんなふうに変えたほうが県民に分かりやす

いんじゃないのとか、いろんな工夫をやっていたきたいと私は思いますので、そのことを申し添えておきます。

次に、二月十日公表の指摘概要についてということなんですが、何のことかというところ、これから言いますけれども、昨年十一月の定例県議会の総務常任委員会、どのように議論をしたのか分かるような会議録を公表するべきというふうには私は指摘をいたしました。当時の速記録を読んでも、やっぱり議論が全然分からないと。どんなふう議論したか、どんなふう議論したかということとはどんなやり取りがあったかということなんです。だから、これまでの提言とかコメントを見ても、こういう意見を言いました、こういう指摘をしましたというだけだったので、やっぱり議論の内容が分かるような会議録を公表するべきということで、昨年十一月指摘をしたんですが、それを受けまして、どのように協議をしてきたのかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長⇨御質問いただきました昨年十一月議会総務常任委員会後の協議の状況についてお答えいたします。

公安委員会におきましては、昨年十二月の総務常任委員会における御指摘も含め、公安委員会に関する様々な御指摘や御意見を踏まえ、今回の事案に対する公安委員会の対応をより広く御理解いただくべきと考え、議論を続けてまいりました。

その中で特に多くの時間を費やして議論したことは、今回の事案に関する公安委員会の対応をより広く理解いただくに当たり、公安委員会の対応のうち、何回も繰り返しになりますけれども、公表になじまないものや公にすべきでないものなど、公表に当たり慎重な対応を要するものについてどのように取り扱うべきかといったことでした。

また、公安委員会は三人の合議体として委員会等の場面において、率直な議論、検討、意見交換を行い、最終的に取りまとまった結論に基づき、県警察に

対して指示、指導を行っているところですが、合議体としての公安委員会の結論を得ない段階での各委員の個々の意見が公安委員会の見解であるかのように受け取られるようなことがあれば、公安委員会の対応について誤解等を与えることになりかねず、そのようなことにならないよう注意しなければならぬといった観点についても意を配したところであります。

こうした議論を積み重ねた結果、今回の事案に関する公安委員会における一連の対応のうち、昨年九月の最終的な処分方針の報告を受けた会議のみならず、その会議の前となります昨年一月から八月まで合計六回の、本件につきまして、説明を受けた会議につきまして、その内容の公表の在り方を検討した上で、六回の会議においてそれぞれの公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものを作成し、公表するに至ったというものであります。

以上であります。

○徳光委員Ⅱということは、この二月十日公表の指摘概要というのは、私が十一月定例県議会の総務常任委員会でも求めたものに沿っているというふうに公安委員会としては受け止めているんですか。

○岸川公安委員長Ⅱ公安委員会におきましては、今回の事案に関して公安委員会に関する様々な御指摘や御意見などを踏まえて、今回の事案に関する公安委員会の対応をより広く理解いただくべきと考え、議論を続けてまいりました。

その中で公安委員会における一連の対応のうち、昨年九月の最終的な処分方針の報告を受けた会議のみならず、その会議の前となります昨年一月から八月まで合計六回の、本件に関して説明を受けた会議につきまして、議員の御指摘も踏まえつつ、その内容の公表の在り方を十分検討した上で、六回の会議においてそれぞれの公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものを作成し、公表するに至ったというものでございます。

以上であります。

○徳光委員Ⅱもう一回言いますね。私はどのような議論したのか分かるような内容をというところで再三求めているんですよ。その前の公安委員長の答弁の中で、いや、途中の発言を、ある委員がこう言えば、それがなんか最終結論みたいに取りられても困るからと言ったけど、最終結論は最後にまとめるから、途中の議論というのが、ある意味大切なんですよ。だから、途中の議論が出て、あつ、これが最終結論なんだとはやっぱり受け取らないと思うんですよ。会議ってそうでしょう。最初いろんな議論が出て、最終的にまとめて、こうですよ、こういう指摘をしたほうがいいですよ、ここはもうちょっと詳しく調査するように指示をしたほうがいいですよというふうになると思うんですよ。

だから、私は、どんな議論したのか、どんなやり取りがあったのか、それが分からないと、公安委員会が第三者的な立場で管理していますよと言われても検証ができない、だから、求めてきているんですよ。だから、今の公安委員長の答弁は私の質問に答えていないと思うんですよ。いかがですか。

○高森警察本部総務課長Ⅱ公安委員会補佐官室におきまして公安委員会の庶務を担当しておりますので、その立場で答えさせていただきます。

先ほど委員長が答弁いたしました検証ができないのではないかという内容なんですけど、公安委員会補佐官室としては、今回の指摘事項の公表に当たりましては、繰り返しになりますけど、昨年一月から八月までの事案、この会議につきましては、今回の事案が監察事案ということでありますので、県警察の同席者も限られておりました。当時は調査や捜査が継続中という状況でもあり、通常、中途のものは公開にすぎないということでしたので、その点につきましては、会議録については作成しておりません。よって、そのやり取りというものが記載されたものがないというような状況です。

このことは本県に限らず、従来から、いわゆる監察案件が議事となったとき

は同様の対応となっております。事柄の性質上、公表を前提とした会議録には記載しない対応としたところでございます。

その公表の内容の在り方を公安委員会において十分に検討された上で、六回の会議においてそれぞれの公安委員の皆様が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものとしようものを作成しました。ということですので、その議論のやり取りが記載された会議録はございません。

以上でございます。

○岸川公安委員長 先ほど高森課長のほうから答弁があったとおりであります。委員の御指摘を受け、今後につきましては、監察事案についてはプライバシーに関することなども含まれており、公表になじまないものであることから、公表を前提としない形で必要な記録を残すことについて必要な検討等を今後行ってまいりたいと考えております。

○徳光委員 今の最後の公安委員長の答弁は、今後、そういったメモなのか議事録なのか、書類としては少し残していきたいということを検討したいということですか。

○岸川公安委員長 今後、そのようなことも含め検討をしてみたいと考えております。

○徳光委員 ちよつと私自身かみ合っていないなというふうに思うんですが、私も九月八日に公表するまでの間は当然、一言も触れられていないというのはまだ公表していなかったから、それは当たり前ですよね。ただ、もう公表もしたし、そんな意味じゃどんな議論したのか分かるようなことを再三言っているんです。だから、途中で公表できないとかいうことはもう十分分かりますので、次に行きます。

公安委員会における記録書類についてなんですが、公安委員会には、今回の不正問題を議論した内容が分かるような記録の書類はあるのかないかお尋ね

をいたします。

○岸川公安委員長 御質問いただきました公安委員会が今回の不正問題に議論した内容が分かるような記録書類の有無についてお答えいたします。

昨年九月の最終的な報告を受けた会議までに至る本件に関して、県警察から説明を受けた昨年一月から八月までの全部で六回の会議につきましては、会議に参加した職員というものも限られており、昨年九月の最終的な報告を受けた会議とは異なり、会議の時点において調査中のもや検討中のもなど、中途の段階で公にすることになじまない内容が含まれるなどといった事情から、この種の監察事案における通常の対応のとおり、公開することを前提とした会議録の中には記載しておりません。

したがって、公安委員会にこの六回の公安委員会の会議における本件事案に関するものが記録された書類はございません。

○徳光委員 記録されたものがなくてどうして六回の中でこんな指摘をしたとかいのが導き出されるんですかね。

○岸川公安委員長 先ほども申し上げましたが、出席した職員が限られております。そういう中で、私どもは記録はとどめておりませんが、公安委員会において、昨年一月から八月までの今回の事案について報告を受けた合計六回の会議に関しましては、事案の対応や報告を担当した警察本部の監察課において、私ども公安委員が指摘、指導した内容を記録してございましたので、その記録に基づきまして、六回の会議においてそれぞれの公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理して作成に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○徳光委員 じゃ、公安委員会にはないということなので、同じ質問を県警察のほうにお尋ねいたします。

○中嶋警務部長 御質問いただきました、公安委員会が今回の不正問題を議論

した内容が分かるような記録書類の有無、県警察における記録書類の有無についてお答えをいたします。

今回のDNA型鑑定不正事案に関しまして、昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議、こちらにつきましては、警察本部において公安委員会への報告内容を記録したものがございます。

当該記録におきましては、公安委員の間における議論については記載されておりませんが、県警察からの報告、公安委員会からの指摘及びそれに対する県警察の回答に関する内容が記載されております。

以上でございます。

○徳光委員⇨公安委員の議論が記載されていないというのはどういふことですか。

○中嶋警務部長⇨公安委員の間の議論につきましては、我々、県警察職員を入れずに委員の間で議論をしているものと承知しております。

その場の会議の場で御指摘、もしくは質問等については、先ほども申し上げたとおり、我々県警察がその場にありますので、それについては我々のほうで適切な形で記録していると、そういった形になります。

以上です。

○徳光委員⇨これまでの公安委員長の答弁は、何回も議論しました。時には三人だけの委員で議論したこともありましたが、受けて取っていたので、公安委員会が議論するときには、補佐の人が必ず私はいらっしゃると思うのですが、全ての公安委員会の議論の中には、いつも議論は三人だけであるということですか、そこを確認です。

○中嶋警務部長⇨すみません、正確に申し上げますと、これまでの議論のとおりでございます。重要な議論をする場合は、我々補佐官室の職員も含めてどういった議論をしているかというのは、承知はしております。もちろん軽微

なもの等について、もしくはその場で議論をしているような内容については、それは我々もいる場合もございますが、そういったことについて特に我々のほうで記載しているものではないかと、先ほど申し上げたとおり、我々が保管している記録につきましては、公安委員の間における議論については記載されており、県警察からの報告、公安委員会からの指摘及びそれに対する県警察の回答に関する内容のみでございます。

以上でございます。

○徳光委員⇨それはどうなんですかね。普通、秘密を守る義務がありますから、補佐室の方で一人入って、それは記録するということは、自由な協議を妨げることもならないとは思いますが、いろんな委員会は公開するか非公開にするかというのをその場で、何とか委員会というときは最初に決めて、じゃ、これは非公開でやりましょうねと言うけど、非公開であっても、やっぱり事務局の補佐の人は必ず入ってやっていると、思うんですよ。そうすると、三人の協議の中でこういう指摘が出ましたという報告は、委員の中、誰かがメモしてそれを報告しているということなんですかね。定例の協議の中で、やっぱり記録はしないといけないと思うんですよ。守秘義務があるので、それは漏らす必要はないと思うけど、あまりに県警と公安委員会——確かに公安委員会は独立して県警を管理するとなっておりますので、そこに執拗に入るといふことはできないのかもしれませんが、ただ、全く公安委員だけでやっているわけではないですよ。補佐の方が必ずいらっしゃるといふふうに思うんですよ。だから、その辺はちょっと今後の在り方も含めて県警察のほうも検討が必要じゃないですか。

○岸川公安委員長⇨先ほど警務部長のほうから御説明がりましたが、実際私も三人のみでの議論を行ったことがあります。その際には、議論した内容については、公安委員会コメントであるとか、DNA型鑑定における不適切事案

の再発防止に向けた提言等、そういったことを既にお示ししたとおりでありますが、委員の御指摘につきましては今後しっかりと受け止めさせていただきます、公安委員会におきましては、会議録の在り方も含めまして、適切に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ確認です。このDNA型鑑定の不正問題で公安委員会の中で議論したときは、公安委員だけの議論のときは、もう必ずずっと誰も入っていないで三人だけで議論してきたというふうに、確認ですが、そんなふうに捉えていいですか。

○岸川公安委員長Ⅱ全てがそうであったわけではなくて、報告を受けてコメントを出す、あるいは提言を出すに当たっては三人で議論を深めました。

以上であります。

○徳光委員Ⅱちよつとよく分からないんですが、やっぱりそういう在り方——は確かに独立で県議会から選ばれた公安委員三人の方が県警を管理するために議論をするわけですから分かるんですが、ただ、やっぱりそこは正確な記録を残す、その残し方がどうあるというのは別にしても、残すという意味では補佐する人がやっぱり必ず入るべきだと私は思います。そうしないと、何か疑うわけじゃないですよ。正確に反映されていないとか、それを疑うわけではないですが、委員会の記録の在り方とか、それを記録して提言にまとめるとかいった過程の中で、やっぱり正確にすることが必要になってくると私は思うんですね。その点についても一回確認です。ちよつと今後、その辺については検討できるのかどうか、どちらでもいいです。公安委員会なのか、県警なのか、どうぞ。

○岸川公安委員長Ⅱそうですね、先ほどから何回もお答えしているように、監察事案については、これまでもプライバシーに関することも含まれており、公

表にもなじまないことから、公表を前提としない形で補佐官室のほうも入ってはおりませんでした。ですが、今後は先ほど申し上げたように必要な検討をしたいと思っております。

○徳光委員Ⅱそこはぜひ検討してください。

最後の質問、今回の不正問題を議論した内容が分かるような書類の公開はできないのかという質問を考えていたんですが、今の答弁によると分かるような書類はないということですか。それとも公開できないということなんですか、どうでしょう。

○中嶋警務部長Ⅱ書類の公開という表現が使われておりましたが、先ほど答弁した昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議についての、警察本部において公安委員会への報告内容等を記載したものに記載された内容を基に、その六回の会議において、それぞれ公安委員が指摘した内容を項目ごとに分かりやすく整理したものととして、二月十日に公安委員会のウェブサイト上で、いわゆる指摘概要が公表されているところでございます。

先ほど来答弁させていただいているように、公安委員会においては、そういった議論をしたものが会議録には記載されていないということ、そしてもう一方で、我々が先ほど答弁させていただいたとおり、昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議について、警察本部において公安委員への報告内容を記録したものの、こちらは警察本部にあるというふうな形で御説明をさせていただきました。

こちらについて、公開と言うとちよつとあれかもしれないんですが、例えば、県議会もしくは徳光委員への、いわゆる提出してほしいと、そういった形であれば、当然個人のプライバシー等に係る部分もございまして、個別具体的な提供の方法等について検討させていただきますが、御相談させていただきますと思っております。よろしくお願いいたします。

○徳光委員Ⅱじゃ、私に取りあえずそれは開示をしてください。それはぜひ、検討してください。

ちよつとこれは触れまいかと思つたんですが、一部のマスコミ報道では、情報公開制度を利用して開示してもらつてゐる。これは後で聞いたら、一社だけではなくて数社やつてゐるということで、同じような書類ということなんですが、マスコミが報道された分で見ると、委員の方の発言みたいな感じにも取れたんですが、そういった書類は、やっぱり委員の方が発言した書類、記録した書類はないんですか。

○中嶋警務部長Ⅱお答えいたします。

まず、前提としまして、個別の情報開示請求の文書がどれに当たるかというのは、ちよつとすみません、なかなか申し上げられないということは御理解いただいて、答弁を差し控えてさせていただきます。

一方で、先ほど御説明したとおりでございます。警察本部で持つてゐる、先ほど保有していると申し上げた昨年一月から八月までの公安委員会における六回の会議につきまして、警察本部において公安への報告内容等を記録したものの、こちらが我々が考えている委員の議論の内容がという――議論というのがちよつと何と申しましょうか、やり取りというのが、我々の考えている議論と委員が考えている議論にもかしたらそこがあるかもしれません、いずれにしても、この六回の公安委員会、公安委員への報告内容等を記録したものの、要は我々が報告し、そして、委員会から指摘を受け、それに対して我々が御説明、回答した内容というものを記録されたものがございます。それを先ほど委員への提出というか、提供と申しますか、そういったものは御相談させていただきたいと申し上げたところでございます。

御指摘いただいている報道との関連はちよつと申し上げられないんですが、そういうところでございます。よろしくお願ひします。

○徳光委員Ⅱ個別の情報公開の分については申し上げられないと、それは分かりました。ただ、見た限り、何か委員さんのやり取りみたいなふうには受け取つたんですね。だから、議論の内容というのをどう考えるのか、私と警務部長の間でそこがあるかも言うけど、議論の内容は単純なやり取りですよ。まとめてこういうことを指摘しましたとかいうことではないです。

最初の総務課長さんの答弁に戻りますが、最初答弁されたときに、録音はしていないですよ。補佐官というか、担当の方が速記、いわゆる今日速記しているような速記ではなくて、可能な限りメモすると。それを基に概要をまとめて、概要をまとめた段階で速記したメモというのは破棄するということだったんですが、その速記したメモの中も当然三人の委員の議論には入っていないので、どんな委員がどんなふうに言ったとかいうことはメモされていないことなんですかね。

○中嶋警務部長Ⅱお答えいたします。

先ほどの御質問は、いわゆる委員からこういう指摘を受けて、もしくはこういう要望を受けて、我々がどう回答しているか、その前提となるどういう説明をしているかという、そのやり取りということだと思ふんですけれども、そういったものについては概要という形で記載はしております。それがまさに会議録の成案として作成されていくような形になります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ最初調整したときの話よりもかなり複雑な感じになってるので、なかなか分かりにくいんですね。

○福田警察本部長Ⅱちよつと整理して後ほどとも思ふんですけど、一方で、公安委員の先生方も三人のみで議論されている場面も当然あります。そのときも我々が何らかの形で入るべきではないか、記録のためにという、そういう御指摘もおありでした。その案件ですとか、その内容の何と申しますか、ポリユー

ムとかによりまして、私か幹部職員がみんな部屋に入りまして議論することもありますし、担当の課長なりが一人が入って、細かい説明をしたりする、いろんな場面がございます。その中で、例えば、公安委員の三人の先生方がちよつと三人だけで議論をして、整理をして、認識を統一させた上でまた話したいんでというような場面もあるんですね。その場合は一回我々も外れまして、そこで議論されたりとかして、その後また我々が入ってと、そういう場面もございます。ですから、その場面まで我々はメモのために入るべきかというのは、ちよつとすみません、今、何とも申し上げられないんですけど、そういう状況もございますので、そういう場面まで入っておっしゃったことを全部メモしなければならぬという感覚は持っております。

ただ、いずれにしても、すみません、ちよつと私、途中からあれですけど、いろんな御指摘や御意見がおりますので、より望ましいといえますか、あるべき姿を引き続きしっかり検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそうであるなら、私が言うのが正しいかどうかは別にして、県公安委員会専属の職員さんというのがやっぱりいたほうがいいんじゃないですかね、県警から離れて——というような気もするんですよ。そうすると、三人だけの議論でも、私は県公安委員会所属の職員であれば入ることはできるんじゃないかというふうに思いますので、これは法律とか規則とかいろんな問題があるのかもしれませんが、それもひとつ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、私たちは九月定例県議会で決議を上げました。第三者による調査、それから信頼回復、再発防止ということがありました。この間、例えば、警察庁の特別監察の中間報告にしても、地検に送致した件数の違いだとか

それから、今回、今年出された中間報告では、捜査に影響がなかったかどうか明らかにならなかったという文言の取り方がちよつと違ったりとかいうこともありまして。

そして、今日、土井委員も質問されましたが、昨日、今日と報道されている検察庁の起訴内容と、警察が公表した調査内容の中で不正を行った日付が違っている部分があったと。これは福田本部長のほうから、まず警察が捜査をして、検察庁も被疑者を取り調べするので、その段階で供述が変わるということは、間々あるんですよということでは言われたと思うんですね。で、間々あるかもしれないんですが……（「間々」というか、あり得ると」と呼ぶ者あり）あり得るということでは、はい。あり得るといふことなんですが、そのあり得る中身がやっぱり問題だったと思うんです。皆さん方が、いや、十月以降はそういう不正はやっていないという日付の問題と、検察庁の起訴内容では、年が明けた一月か二月の日付で不正をやっているということなので、そこがやっぱり一番問題だと思っんですね。

だから、内部で分かった後、当該被疑者を鑑定業務から外して他の業務にしたということなんですが、どんな業務にしたのかとか、もし検察の起訴状が正しいなら、その後も何か不正に関わることができたような内部体制だったのかとか、これはまたいろんな疑問が起こるんですね。

だから、これから公判が始まりますし、警察庁の特別監察も進行中ですから、この件を含めて、やっぱり県民がますます疑ってしまう、「なあに」というふうに思ってしまうと思うんですね。だから、それはできる限り公判に行くからとか、検察庁のことだからということも分かりますけれども、県民の信頼を取り戻すためには、説明できる範囲で検討されて説明をしたほうがいいというふうに私は思いますので、これについては強く要望して、この質問は終わりたいと思います。

○中村委員長「休憩を入れましょうか。」

それでは、暫時休憩をいたします。十五時十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後二時五十三分 休憩

○中村委員長〓それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○徳光委員〓それでは、二問目に入ります。

県庁職員の皆さんはすばらしい能力をお持ちだと思います。ただ、その能力が十分発揮をされていくような職場環境とか、そういうものが常に保たれていないと、十分な県民サービスもできないというふうに思っています。四千人程度の職員さんですから、これをしっかりと管理していくのも大変だと思いますが、そんな意味で、私も何年かに一回、きちんと職員さんの働き方について質問をしていますので、ぜひよろしくお願いをします。

まず、職員の時間外労働なんですけど、直近五年間の職員の時間外勤務の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長〓ここ五年間の職員一人当たりの年間の時間外勤務の時間数でございますけれども、令和二年度が百二十三・五時間、令和三年度が百三十五・三時間、令和四年度が百二十六・八時間、令和五年度が百二十五・二時間、令和六年度が百二十六・八時間となっております。

以上でございます。

○徳光委員〓あまり大きな変動はないようですが、最近の時間外勤務の時間数の傾向についてはどう捉えていますでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長〓最近の傾向についてでございますけれども、ここ五年間、先ほど申し上げたとおり、百二十時間台から百三十時間台で推移しております、おおむね横ばいかなと思っております。この五年間におきましては、通常業務に加えて令和二年度から令和四年度までには、主に新型コロナウイルス感染症への対応がございました。また、令和五年度におきましては、豚熱、鳥インフルエンザの対応、そして令和六年度におきましては、

「SAGA2024」国スポ・全障スポの開催など、緊急的業務ですとか臨時的業務があったところでございます。

そうした状況でも大きな増減なく横ばいで来れたのは、これまで仕事の効率性、生産を高めまして、勤務時間の縮減に向けた取組を推進してきたことによりまして、職員の間におきまして、計画的な業務遂行ですとか業務の優先順位づけといった意識が一定定着しておると考えております。その結果、各所属におけます業務改善ですとか、職員一人一人による働き方の工夫が進みまして、結果的に横ばいで推移しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○徳光委員〓それでは、縮減に向けた取組なんですけど、時間外勤務時間をさらに縮減するということも必要だとは思いますが、災害対応とか、あるいは経済対策とか、それから担当部署によって業務が集中することもあるというふうにも思うんですね。労働時間の適正な管理が難しくなることもあると思いますが、今後、時間外労働に関してどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長〓今後の取組でございますが、まず時間外勤務につきましては、これまでの取組により時間外勤務の縮減が一定図られたものと考えておりまして、令和二年度の実績以下となることを目標として掲げまして、年度当初などに目標達成に向けた取組というのを呼びかけているところでございます。

あわせて、係長以上におきましては、この令和二年度の実績以下となるための取組というものを人事評価の目標として掲げていただいて、全庁的に取り組んでいるところでございます。

そのほか、業務の状況に応じまして勤務時間を柔軟に選択できる仕組みの導入ですとか週休日の振替単位の拡大に取り組んできたところでございます。

そのほか、令和五年度にデスクトップ型からノートPCに更新をされております。こうしたことにより、遠方に行かずともオンライン会議をすることができ、その移動時間の分を業務に充てることができたりとか、あるいは移動先のところでもお仕事ができたりとかという、仕事のやり方自体も変わってきております。

そうした種々の取組がありますけれども、引き続きこれまでの取組、時間外縮減に向けた取組の徹底ですとか、さらなる定着を図っていくことでワーク・ライフ・バランスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、年次休暇及び夏季休暇の取得なんです、五年間の取得の状況というのはどのようになっていきますでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱまず、年次休暇について、ここ五年間の職員一人当たりの取得日数でございますけれども、令和二年が十三・二日、令和三年が十二・九日、令和四年が十二・六日、令和五年が十四・二日、令和六年が十四・六日となっております。

また、夏季休暇の取得日数、これは五日間が付与されておりますけれども、令和二年が四・九日、令和三年が四・八日、令和四年が四・七日、令和五年が四・八日、令和六年が四・九日となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、年次休暇の取得日数の増加傾向の理由なんですけれども、夏季休暇はほぼ一〇〇％に近い取得ということになっていくんです。今お伺いすると、ここ二年ぐらい、年次休暇の取得日数が増加しているんですが、その理由をどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱここ二年、令和五年、六年の取得日数の増加につきましては、明確に要因というのをお示しすることは難しいんで

すけれども、これまで休暇取得の呼びかけを継続してまいりましたので、そうした意識付けが進みまして、計画的に取得する職員が増えているのではないかとというのが一つ挙げられるかと思っております。

また、令和五年五月からは新型コロナ感染症の位置づけが二類から五類へと移行しておりますので、そういったことによりまして、より休暇を取得しやすくなったのかなと、そういったこともあるのかと思っております。そうした要因などが複合的に影響しているものと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、二つの休暇の取得の促進に向けた取組なんですけれども、職員が取得しやすい環境とか体制づくりというのが大切だと思うんですが、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱまず、年次休暇の取組についてでございますけれども、こちらは職員一人当たりの取得日数を十四日以上というのを目標に掲げまして、夏季ですとか年末年始などにおきまして定期的に取得を呼びかけているところでございます。

あわせて、先ほど時間外もありましたように、係長以上におきましては、部下職員が十四日以上を年次休暇を取得することというのを人事評価の目標に掲げていただいております、それも全庁的に取り組んでいるところでございます。その結果、所属内でも職員の呼びかけが行われたりとか周知が行われて、取得の意識付けというのがされているものと考えております。

また、夏季休暇につきましては、例年、取得期間前の六月において、職員に向けて取得の呼びかけを行って、多くの所属において取得の計画などを立てていただいているようなところでございます。

引き続き、年次休暇と夏季休暇の取得を推進いたしまして、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ続いて、職員の健康管理なんですが、長時間勤務の職員に対する健康管理というのは、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ職員が長時間の時間外勤務により健康を害することがないように、労働安全衛生法などに基つきまして、長時間勤務による健康障害防止対策実施要領を定め、これに基づいて職員の健康管理に努めております。

具体的な対応としましては、人事課におきまして毎月の職員の時間外勤務時間数を確認しております。例えば、月八十時間を超える職員につきましては、本人、その所属長、さらに産業医に報告を行うとともに、職員には問診表に健康状況を記載してもらっておりまして、面談の希望の有無、それから心身の不調の状況を確認した上で産業医による面談を実施しております。

それで産業医の面談におきましては、職員の心身の状況に応じた健康面や生活習慣についての指導のほか、必要に応じて所属長とも面談を行いまして、職場環境の改善や職員の健康管理のための具体的な助言、指導を行っているところでございます。

以上です。

○徳光委員Ⅱ続いて、気になるのがやっぱり長期病休者についてなんですけど、この状況がどのようになっているのか、また、そのうちメンタル疾患の割合とこの状況がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ知事部局におきまして長期病休者、いわゆるここでは三十日以上上の病気休暇等を取った職員ですけれども、直近の五年間の推移を申し上げますと、令和二年度七十人、令和三年度九十四人、令和四年度九十一人、令和五年度九十一人、令和六年度九十六人となっております。また、このうちメンタル疾患の長期病休者の割合は、令和二年度で四十九人で七〇%、令和三年度は七十人で七四・五%、令和四年度は六十六人で七二・五%、令和五年度は六

十五人で七一・四%、令和六年度は七十三人で七六・〇%となっております。以上です。

○徳光委員Ⅱ今お答えいただいたことからすると、急増ではないんですが長期病休者の方が増加傾向にあるというふうに思います。それから、メンタル疾患の割合も増えているということがありますが、このことをどう受け止めているのかということが一つと。

全国平均の調査もあると思います。それを見せていただいたら、全国平均と比べて佐賀県の場合はメンタル疾患の割合が高いという結果が出ていますが、その辺をどう受け止めているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ委員から御指摘ありましたとおり、確かに長期病休者全体に占めるメンタル疾患の割合は全国平均に比べて高い割合で推移しております。メンタル疾患による長期病休者の増加傾向、これは全国平均も同じ傾向にありまして、これは全国的なトレンドでございます。佐賀県だけが突出して増加している状況ではないと認識をしております。

また、長期病休者の数が増えているということにつきましては、我慢し過ぎることなく早めに休暇、休職し、できる限り重症化を防いで早めに治癒することを促しているということも要因の一つとして考えられるのかなと思っております。

一方で、長期病休者の数自体が増えているということは事実でございます。職員が心身ともに健康に仕事をしてもらう環境づくりが重要と考えております。引き続き、職員本人による日常的なセルフケアの啓発、所属におけるケアの充実、それから、健康管理室でのメンタル疾患に係る相談対応など、一人一人の健康状況に応じて早期早めにかつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○徳光委員Ⅱそれでは、健康診断受診の状況なんですが、この五年間、その状

況はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長 Ⅱ 定期健康診断と人間ドックを受診する職員も多うございますので、これを合わせた常勤職員の受診率についてですけども、直近五年間で申し上げますと、令和二年度九八・一%、令和三年度九八・八%、令和四年度九八・七%、令和五年度九八・八%、令和六年度は九九・一%となっております。以上です。

○徳光委員 Ⅱ ほぼ皆さんやっぱり健康診断はしっかり受けていらつしやるということだと思えます。

次に、有所見率の状況なんですけれども、定期健康診断した結果、何らかの異常が見られる有所見者の割合というのを有所見率というふうに言うんですが、私も当然、当然というか、健康診断を受けますと、幾つか引かかる項目があります。そういう方の割合だと思えますが、この割合はどのようになっていきますか。

○堤人事課長 Ⅱ 定期健康診断におきまして、本県では、検査項目のうち、正常とされる基準値以外の項目が一つでもあった場合には全て有所見者としておりますけれども、知事部局の職員の令和六年度の定期健康診断における有所見率は九六・二%となっております。

以上です。

○徳光委員 Ⅱ 何らかの正常以外のものがほぼ一個以上はあるということになると思うんですね。これも資料を見せていただいたら、民間労働者の状況も厚生労働省が発表しています。民間労働者の有所見率の状況と比べると、やっぱり民間労働者の有所見率よりも自治体職員が何か高いということがありますが、この点についてはどう受け止めていますでしょうか。

○堤人事課長 Ⅱ 御指摘のとおり、厚生労働省のほうで民間労働者の全業種の有所見率の数字が公表されております。これを分析してみますと、民間労働者の

有所見率の数字、先ほど私は答弁で意味ありげに言ったんですけど、この民間労働者の有所見率の数字の拾い方が、健康診断では法定の検査項目というものの最低これは受けてくださいねという項目があるんですけれども、民間労働者の場合はこの項目だけに限った有所見率で数字が出されております。一方で、県職員の有所見率は法定項目以外のものも、例えば、胃健診ですとか眼底検査も含めて網羅的に対象としております。そうしたこともあって県職員の有所見率が民間労働者の数字よりも高い数字となっているものと、そうしたことも一因としてあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○徳光委員 Ⅱ 項目が違ったりとかということもあると思うんですが、それでも高いなという受け止めがあります。

自治体職員の有所見率、これも全国の調査が出ていまして、佐賀県はやっぱり全国平均と比べると割合が高いんですね。九州は総じて高いような気もするんですが、その点についてはどのように受け止めていますか。

○堤人事課長 Ⅱ 同じ公務員でも他県との比較ということで、今回、その数字の拾い方のところが、調べてみますと、やはり県によってまちまちだったということがございます。全国平均の有所見率、地方公務員では八〇・四八%となっています。これが所見なしとする基準が自治体によって異なります。例えば、所見で放置可能という所見が出る場合、これは所見なしと報告している自治体がございます。それから、最初の健診では所見がありと出て要精密と出た後に精密検査をした後に所見なしと出た場合は、これは所見なしとする。いずれも佐賀県の場合は放置可であっても所見ありとカウントしていますし、最初の定期健康診断で要精密となった場合は、その後の検査がどうであれ、有所見というふうにカウントしています。

そうしたこともありまして、この有所見の基準が佐賀県よりも狭い場合は、

佐賀県より低い率ということが想定されますので、このことが全国平均との差の要因の一つかというふうに考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱそうですね。しかし、今のことから言うと、統計する側としては、条件そろえて統計しないとあまり意味ないですよ。

じゃ、リスクの高い職員の状況なんですが、所見があった、有所見者となった職員のうち、早急に精密検査とか医療機関の受診等が必要とされるリスクの高い職員はどれぐらいいるのか。その点についてお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ直近のデータがあります。令和六年度の健康診断の結果、治療継続のものも含めまして、要精密、要治療と判断された職員の数は千四百八十八人でありまして、受診者全体に占める割合は四四・三%となっております。

検査項目ごとに見ますと、有所見率が出てくるのが、血中脂質、肝機能、血圧、この三つが高い数値となっております。その中でも明らかな異常値を示し、産業医による意見聴取を行った結果、医療機関の受診など、至急対応が必要と判断された職員は二百二十人でありまして、受診者数に占める割合は六・九%となっております。

なお、五年前の令和二年度の同じ割合で言いますと八・二%となっておりますから、やや減少しているという状況でございます。

以上です。

○徳光委員Ⅱ二百人を超えている方がいらつしやるということで、それはそれでちょっと大変かなと思うので、そういう方を含めて、健康診断の結果、どのような健康指導をやっているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱまず、定期健康診断の結果につきまして、本人と本人が所属する所属長に文書で通知をし、医療機関への受診勧奨を行っております。

その中でも、至急、受診等の対応が必要な職員に対しましては、人事課健康

管理室のほうから本人に個別に直接連絡をしまして、医療機関での受診を求めた上で受診結果を報告してもらおうということにしております。

また、定期健康診断の結果に応じまして、医療機関の受診勧奨だけではなく、医師による内科相談を利用するよう案内し、また、生活習慣改善のための保健指導を実施するほか、希望に応じて専門医の一覧を案内するなど、個別の対応も行っているところです。

健康管理のためには、各職員が自主的に自身の健康を管理するということとともに、各所属長が職員の健康に目を向けて必要に応じて声かけをするといったことなど、組織全体で取り組んでいくということが重要かと考えております。引き続き、職場の安全、衛生管理や健康診断の着実な実施と指導といった基本的な取組を着実に進めるとともに、職員の個別ケースに応じて一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱよく聞く話が、要精密になったけど、怖いから行かないということとよく聞くんですが、しっかりと健康指導をやっていたら、とにかく要精密に行ってもそんなひどくなければもうそれで安心するわけですから、全体で健康が保てるような職場環境をぜひつくっていただきたいと思えます。

最後になりますが、総務部長に一つだけお尋ねをいたします。

やっぱり意欲があつて能力が十分発揮できる職場づくりというのが大事だと思っております。佐賀県庁でも多くの組織と同じように、職員の中心となつていた五十歳代以上の職員が退職時期を迎えておりまして、その結果、組織全体の若返りも進んでいるというふうに思っています。若手とベテランが共に働く上で、価値観とか習慣の違いがあつても、職場の和を保ってチームワークで仕事をするためには、今の時代に合った職場の雰囲気づくりにこれまでにない工夫が必要だというふうに思っています。職員一人一人が安心して働いて自らの意

欲と能力を十分に発揮できる職場環境を実現していくためにどのように取り組んでいくのか、最後、総務部長にお尋ねをして、私の質問を終わります。

○志波総務部長へお答えします。

佐賀県庁が組織としてのパフォーマンスを最大限発揮していくためには、やはりそこに働く職員に生き生きと働いてもらいたい。それぞれが持っている能力を十分に発揮させる、そういう環境づくりが非常に大事だと思っております。

所属ですとか、それぞれの係がチームとして十分機能するためには、やはり職員同士のコミュニケーションというのが一番大事なんだろうと思っております。そうしたコミュニケーションというのは単純に業務を円滑に進めるということだけではなくて、やはりそこで生み出されたよいチームワークというのは職員の能力を合わせたものよりも高いパフォーマンスを発揮できると思いますし、例えば、ベテランと若手のコミュニケーションというのは、やっぱり一人一人の職員の学びとか成長とか、そういうのを促すためにも非常に大事なものだと思っております。

自分が入庁したのが三十数年前ですけれども、その頃ですと、やっぱりベテランと若手に限らず職員同士の距離というのは大分近かったと思います。そこそプライベートと仕事の分け隔てもないような付き合い方ですし、どちらかというと、ベテランの方に若手が合わせていたところがあったと思います。今を見てみますと、やっぱり職員同士の距離の取り方というのも大分変わってきましたし、また、仕事とプライベートを分けるということも随分はつきりしてきたと思います。これを前の時代に戻すというのは当然できませんので、やはり何か新たな手だてを考えなきゃいけませんし、そのところのコミュニケーションをつくるには、やはり組織として何らか手だてを打っていかねばいけないのかなというふうに思っています。

どういったやり方があるのかなというのをいろいろ考えておりますけれども、一つとしては、今、民間企業で1on1ミーティングというのを導入しているところがあります。これは、部下と上司が定期的に短いターンでミーティングを積み重ねていくようなやり方ですけれども、目的としては、部下の成長支援を促すものであったり、コミュニケーションの質を高めるものであったり、割と頻繁なターンでやりますので、職員それぞれの心配事といいますか、困り事を早めに把握して対処する、そういう効果を期待されているわけです。

佐賀県庁のほうでも今年度から試行的に取り入れようということで、今年度は管理職向けの研修のテーマで講演を聞いていただいたりとかして、それを職場に持ち帰ってもらいました。こうしたことも進めていきまして、職員にその意義とか手法を学んでもらって、それを少しずつ組織の中に浸透させていきたいというふうに思っています。

あと一つは、一般質問の中で知事も触れておりましたけれども、職員のワークエンゲージメントというのもちよつと考えていきたいと思っています。

ワークエンゲージメントですけれども、仕事に対してポジティブで充実した心理状態にあるというところで、例えば、仕事から活力を得て生き生きしているとか、あるいは仕事にやりがいを感じているとか、そういう心理状態を表す言葉ですけれども、そういうワークエンゲージメントをいかに高めていくかというのを考えていく。今年度からそれを取りかかって、今現状として、職員のワークエンゲージメントがどのくらいなのかというのを今年度調査に入ったところで、これはこれからも考えていきたいと思えます。

最初のほうの質問でいただきました時間外勤務ですとか、休暇取得の状況把握とか取得促進、あるいは職員の健康管理、そういう基礎的な部分ももちろんしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、これからの組織に必要とされるようなことは何かというのもしつか

り考えていって、職員が安心して仕事ができるとか、高いワークエンゲージメントで働いていけるとか、そうしたことで職員一人一人の能力が十分発揮できるような、そうした組織づくりに努めてまいりたいと思っております。
以上でございます。

○中村委員長 〓 暫時休憩をいたします。副委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後三時三十九分 休憩

午後三時四十分 開議

○徳光副委員長⇨委員会を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質問される委員は、議案の名称等を述べた上で質問をお願いします。

○中村委員⇨自民党の中村でございます。

議案に対する質疑をさせていただきます。

まず一問目、乙第四号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてお尋ねをいたします。

これは「生理休暇」の名称を「フェムケア休暇」へ改めることという改正だと理解をしておりますけれども、まず現行の生理休暇とは誰がどのようなときに取得できるものなのか御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長⇨現行の生理休暇でございますけれども、生理日の勤務が著しく困難な女性職員に与えられます有給休暇でございます。して、周期ごとに二日を超えない範囲で取得することができるものとなっております。

○中村委員⇨ありがとうございます。

では、今回どのような経緯で改正案を提出することになったのか御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長⇨改正の経緯でございますが、令和六年の秋、佐賀県職員労働組合との交渉におきまして、この生理休暇の名称を変更するよう正式に要求がございました。このため、実態を把握すべく職員アンケートを行ったところ、生理休暇を取得したことがない職員のうち、約五割がその理由として名称が直接的で申請しにくいからと回答しております。じゃ、どのようにしたら申請しやすいかという問いに対しましては、休暇の名称の変更を望む声が五割を占めたところでございます。

また、組合との交渉を重ねる中でございますけれども、組合の女性部から、生理休暇を使いにくい一番の理由というのが名称に「生理」という言葉が入っていることでございますとか、名称が変わるだけで救われる職員もいらっしゃるという切実な声を寄せていただきました。私自身もこれまで生理休暇の申請というのを受けたことはございませんので、確かに名称への抵抗感があるんだろうと感じております。

こうした声に応えるために、本年一月、組合に対しまして「生理休暇」の名称を「フェムケア休暇」に変更することを提案いたしました。それならばよいと組合も受け入れていただきまして、妥結に至ったことから、今回、条例の改正案を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○中村委員⇨ありがとうございます。

御答弁によると組合からの御要望もあつたということでございますけれども、フェムケアというのは生理だけでなく、更年期障害やつわりなども含めた女性の健康問題に対するケアを指す用語だというふうに勉強させていただきました。

今回、どのような考えでフェムケア休暇という名称にされたのか、要望もあつたとは思いますが、もう一度御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長⇨要求のありました名称変更に当たっては、名称自体の抵抗感があるということでしたので、生理を直接連想させる言葉というのは避けつつ、かつ生理という女性特有の健康問題からかけ離れ過ぎない名称とする必要があるだろうと考えまして、今回、女性を意味するフィーメールとケアを掛け合わせた造語でございますフェムケアとしたものでございます。女性が働きやすい環境を整備するということは大切でございますので、この生理休暇の名称変更というのもその取組の一つだと

考えております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。

御答弁によりますと取得の対象範囲は変更しないということでございますけれども、そうであるのならば、対象範囲を広げないで生理だけとするのであれば、先ほど申し上げました広い範囲で使うフェムケアという言葉よりもっと狭い意味を持つ名称にすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ改めまして申し上げますと、今回の改正というのは、生理休暇で生理を直接連想させる言葉、要は生理休暇というのはストレート過ぎるということなので、それを避けてほしいということが目的でございます。

フェムケアという言葉の定義、いろんなものを含んでいますけど、それに対応する休暇ということであればいろんな考え方があると思いますけれども、そもそも発端が「生理」という言葉を変えていってほしいというのがありましたので、そのことを直接避ける必要がある。けれども、その言葉の意味合いは少し含む必要があるということしております。女性職員の切実な声に対応するものということで、こういった考えで今回のフェムケアというのを提唱させてもらっているところでございます。

以上でございます。

○中村委員Ⅱ女性職員の切実な声という御答弁もございましたけれども、例えば、差別用語もそうなんですけど、差別用語の要望を変えたとして、差別の意識がその用語を使う者に残っていれば、その変えた用語も差別用語にいずれはなっていくというふうに思うんですね。生理休暇の取得に際して職場内での偏見があるのであれば、まずは職員の意識を変えていくということが大事、それは多分御承知だと思うんですけども、一番大事だというふうに思います。

県では、職員の意識改革を同時にやらなければいけないと思うんですが、意識改革に向けてどのような取組をされているのか、そして、今後していくのか御答弁をお願いします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ委員御指摘のとおり、職員の意識改革というのはとても重要と考えております。こうしたことから、令和六年度から研修を実施しております。

この研修では、生理痛特有の痛みを体感できる機械を用いまして、実際に生理痛の体験をしていただいております。あわせて、痛みやつらさなどから生じる様々な悩みへの寄り添い方などを学ぶ内容というふうになっております。昨年度は部長級等を対象にいたしまして実施しており、今年度につきましては所属長を対象にさせてもらっております。基本的に管理職なんですけど、参加した管理職のほうからは、改めて生理の体調不良というのは特別なことではなくて当たり前にあることなんだと、そういったことを職場で共有していきたくてですとか、生理による体調不良についてこれぐらいなら我慢しようという雰囲気がある、なので体調不良の際は休むと、それが当然という雰囲気をつくっていきたくといった声が寄せられております。

あわせて、研修を受講したことによって職場で生理を話題にするきっかけづくりにもなっているということで、職場内での議論、意見交換というのものもなされていくものと伺っております。

今後も、この研修などを通じまして、生理に対する正しい理解というのを広げていければと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱこの問いに対する最後の質問になりますけれども、対象範囲の拡大についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

フェムケア休暇という名称でございますけれども、先ほど最初に申し上げます

した。その生理もつらいんでしようけれども、なったことないですが、つわりもつらいというふうにお聞きしますし、更年期障害もおつらいんだらうなというふうに理解をいたしております。今後、名前に実態が合うように、休暇の取得範囲を拡大することも検討すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長Ⅱ名前に合うような取得対象の拡大ということでございます。

例として挙げていただいたつわりに関しましては、妊娠障害休暇ということでの条例の中で休暇の対象とさせていただいております。また、更年期障害に苦しんでいる職員もいるだろうというふうには思っております。ただ一方で、この更年期障害というのが明確な診断基準がなくて、症状に応じてこういった病名がつかない、これも違うということで、最終的にそういった場合にこの更年期障害というふうになっておまして、なかなか基準をどうするかというのが正直あります。また、更年期障害となったときに、女性職員だけではなく、男性職員の取り扱いをどうするかというのもあります。

こういった制度設計上はございますので、そこは長期的に考える必要があるかと思っております。

今回は目の前にある女性職員の切実な声に対応するものでございます。そこは御理解いただいているとは思いますが、拡大につきましては、もともとこの休暇制度は時代の変化ですとか職員の声などを踏まえまして不断にどうあるべきかというのを考えているところで、必要性を見極めながら対応していくものでございます。今後も種々の状況というのをきちんと注視しつつ、引き続き休暇制度としてどのような対応が望ましいのかというのは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○中村委員Ⅱありがとうございます。繰り返しになりますけれども、一番大事なのは意識改革だと思っておりますので、それも含めてよろしく願います。

次に移ります。次は、甲第一号議案「令和八年度佐賀県一般会計予算」、予算説明書の百三十七ページ、佐賀県立大学（仮称）整備事業費、約三億四千万円についてお伺いをさせていただきますが、県立大学の基本設計に関して十一月の高等教育機関問題対策等特別委員会でも多くの議員がそのことを取り上げて、特にキャンパスの計画に関して、学食や売店、トイレ、部室などの質問をさせていただきました。先ほど坂口委員から学食や売店は自分には要らないと思うというような御質問というか、御意見もございました。だから、坂口議員と僕は馬が合わないんだなと思いましたが、（笑声）そのときに、議会も含め、いろんな意見を聞きながら検討を進めるといふ御答弁もございました。

そこで、これから詳細設計をされると思うんですが、どういう検討を進めて詳細設計に向かわれるのか、まずは御答弁をお願いします。

○中島政策企画監Ⅱ昨年十一月に佐賀県立大学の基本設計の概要を公表しております。それを受けて、委員おっしゃったように、さきの十一月議会におきまして様々な御意見をいただいたところでございます。

現状、実施設計を進めている途中でございます。いただいた御意見などにつきまして、こういった対応ができるのかということを検討しているところでございます。幾つか項目に分けて検討状況を御説明したいと思っております。

まず、学食につきましてでございます。

設置しないという方向なんですけれども、特別委員会の場でも学生の人数が同規模の大学で学食を運営している大学もあるじゃないかと具体的な名称も挙げられながら御案内があったところでございます。確認をいたしますと、郊外に設置されているような大学でございました。設置のために土地を開いたようなところもございまして、そういった場所でございますので、周辺には飲食店が

なくて、キャンパス内に学食を設置したのではないかというふうに思います。

佐賀県立大学はそこは異なりまして、駅北エリアの中心となるようなところに立地をいたします。加えて、キャンパス内だけではなく、周囲のにぎわいづくりというのも大切かと思っております。学生が周辺に飛び出していくことでにぎわいにもつながります。現状を見ますと、キャンパス予定地の周辺は飲食店の設置などの動きもあるところでございます。

というところではございますが、学生が過ごしやすい環境をつくるということとは大事だと思っております。今後にもなりますが、必要に応じて近隣の店舗あるいは事業所に対しまして、例えば、弁当販売の働きかけを行っていくということも考えていきたいというふうに思っております。

売店でございます。

売店についても、近隣に店舗もございますし、学生向けの商品を置いていただけではないかというふうに思っております。そういった働きかけを行っていきたくと思っております。

学生というのは、初年度は一学年だけで、年を追うごとに四学年分そろっていくんですけども、そういった学生が増えていくに従ってニーズというのも変わっていくかもしれませんし、あるいは店側の供給するものも変わっていくかもしれません。対応できないというのものもあるかもしれませんので、そういった需給の状況を見ながら、キャンパス内の売店の設置というのにも対応できるようにしておきたいというふうに考えております。

具体的には、南側に新しい建物を造りますけども、その一階に売店の設置が可能なスペースを設けることができないか、設計の見直しができないかというところを検討しているところでございます。

トイレでございます。

トイレにつきましては、先ほど坂口委員ともやり取りをさせていただいたと

おりでございます。トイレの名称、呼称についても気を配っていきたく思っておりますし、誰もが利用しやすいトイレ環境となるように検討を進めてまいります。

それから、部室でございます。

さきの議会での御意見、御提案を受けまして、部活ですとかサークル活動、こういったことができる課外活動のための環境整備はどのようなことができるかということを検討しているところでございます。具体的には、部活、サークル活動の備品といいますか、道具類を置くようなスペースを設置するというところですとか、その設置スペースの向かい側の部屋、小講義室を予定しておりますけれども、その部屋は部活動ですとかサークル活動の部室にも変更できるようにしつらえにするというようなこと、そういったことができないかということを検討しているところでございます。

部活、サークル活動はまた状況を見ながら検討を進めていくということもあるかと思えます。実際、開学して学生たちが入ってきて、その子たちの活動状況、意見なども聞きながら、必要に応じて柔軟に検討していきたいというふうに思っております。

建物関係は、様々御意見をいただいておりますし、今後も承ってまいりたいと思っております。ハードに限らず、ソフト面でも対応できる部分もあるかと思えますので、様々工夫していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員 簡潔に一つ一つについてさらにお尋ねをしたいと思うんですが、まず、学食についてなんですけども、前回の特別委員会では、他県の大学に行きたいとか私立の大学に行きたいけれども、なかなか行けない、選択肢として公立、県立の大学が県内にあれば、通えるよね、行けるよねという学生も、一言で言うところ、いわゆる苦学生に対する学食というのは非常に重要なんじゃない

かというような御質問、御意見もあつたと思います。安くて、栄養バランスがよくて、ボリュームもあつて、そして、おいしい学食を提供するというのは、そういう意味もあるのだろうなというふうに思っているんですが、そういう学生たちもいる前提として、じゃ、学食をつくらないんであれば、その代替策として近隣とか民間に期待するだけじゃなくて、もつと能動的に県として何かできることはないのかなと。例えば、弁当を出してくださいとお願ひするとかのレベルじゃなくて、ちゃんと県としてそういう責任持つてやれることはないのかなと思うんですが、何か検討できることありませんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱまず、民間活力も生かしながらというところはやっていきたいと思っております。確かに能動的にということでは待ちの姿勢というだけではなくて、やっぱり私たちが働きかけていくというのは大事だと思っております。

学割というのがありますけれども、多分そういうこともできると思うんですね。周辺のお店に働きかけて、アイドルタイムといいますか、店があんまり回っていない時間帯に価格を抑えた上で学生向けの食事を提供するとかということもできますし、実際、そういうことをやっている店舗とか地域もございまして、そういうことができないかというようにも提案できたりということもあるかと思ひます。

確かにというか、そういうことができるんだという気づきを事業者さんたちが持つてもらえばウイン・ウインにもつながっていきますし、そういうことをやっていくのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○中村委員Ⅱぜひお願ひをしたいんですけども、次に売店、これは学食、いわゆる苦学生対応にも関連してくると思うんですが、学食の代替になるとも思っています。

売店で安くて栄養バランスを考えてやってボリュームもあつて、そして、おいしくて日替わりである、そんなお弁当を売店で売ってもらうということも一つの、学食のない代わりにおいしいお弁当がありますよということもありんじゃないかなというふうに思ひます。

今、スペースをつくる検討をされているぐらいの御答弁でございましたけれども、運営するのは民間でいいので、ちゃんとしつらえさえ、場所だけ用意していただければ、そこに公募をして手を挙げたところにお願ひをする、県にとつてのリスクだったり僕らはほとんどないと思ひますので、ぜひその前提でこれはぜひ準備を進めていただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ売店を設置するにしても、やり方はいろいろあるかと思ひますので、柔軟に検討していきたいと思ひます。

以上です。

○中村委員Ⅱ次に、トイレ、仮称「すわるトイレ」についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

幾つか言つて、それができるかできないかお答ひいただきたいので、ゆっくり読み上げますのでメモをしてほしいんですが、まず、小さい子供と一緒に入れるか、もつと小さい子供のおむつ替えはできるか、多言語での音声案内はつけるのか、オストメイトに対応できるのか、中で着替えができたり化粧ができたりするのか、さすがに車椅子は入れないのか、どういうトイレになるのか、今分かっている範囲で教えていただけますか。

○中島政策企画監Ⅱすみません、全てメモれなかったもので。ただ、今おっしゃっていただいたような機能をいずれかのトイレではできるようになるかと考えております。

全てというところ、例えば、車椅子とオストメイトなんか昔は一緒のトイレ

レだったんですけれども、今、この基準も変わりまして、別々に設けてくるようにというところもございまして、そういったところに対応できるように、オストメイトと車椅子利用のそれぞれの対応できるようなしつらえにしておりますし、フィッティングボードというような着替えができるようなものも幾つか準備したいと思っております。そういった広めのトイレになるかと思えますけれども、そういったトイレも準備したいと思えます。

それは全てオールインワンではなくて、どこかのトイレに行けばそういったことができるというようなもので、全体のトイレ環境というのは整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村委員⇨お尋ねをした意味というのが、いわゆるオールジェンダートイレという、名称を変えるとはおっしゃっていますけれども、そういうトイレであれば、先ほど坂口委員も言われましたが、男性も女性も使いにくい、遠慮してしまうようなところが出てくると思うんですね、少なくとも最初のうちは。そうなったときに、そのトイレを使う理由が子供と一緒に入れるからとか、おむつが変えられるからとか、中で化粧ができるからとか、男性でも、多分、喪服に着替えたりとか、私服から背広に着替えたりとかってあると思うんです。着替えができるから、だからこのトイレを使うという、使う理由がたくさんあれば、利用率も上がるし障害も少なくなってくると思うんですね。

そういう意味でお尋ねをしたので、オールジェンダートイレと言われているトイレを、ぜひそういうトイレにしてほしいというお願いなんですけど、再度御答弁お願いします。

○中島政策企画監⇨私たちの議論の中でも、あるいは先般、十一月議会でもいただいた議論を受けましても、そのためじゃなくて、ほかの理由でというトイレにしないといけないよねというのも内部でも話しているところがございます。

今、御示唆いただいたような観点というのは私たちも持っておりますので、そういったトイレ、形をどうするかというのは考えさせていただきますけれども、いろんな方が使いやすいトイレというところで、入りやすいトイレというか、使ってもらえるようなトイレというところで考えていきたいと思っております。以上です。

○中村委員⇨全部お聞きして、今後考えていくということもおっしゃっていただきましたが、詳細設計の予算案も出ているわけで、それを承認すれば進んでいくわけですよ。進んでいって、最終的に、いや、検討したけどできませんということがないように、事前に僕らにもぜひ御報告をいただきたいし、僕らも都度都度意見を言っていきたいなというふうに思います。

今回、議案について質問させていただきました。僕らこの委員というのは、会派を代表してここに来てはいるわけではないので、会派、物理的に一人で三つ、四つの委員会に行けるわけではないので、分担をしてここに来ていて、この委員会でのこういう議論があった、こういう質問にこういう答弁があったよということ、それぞれの委員会から持ち帰って、最終的に会派としてイエス、ノーを決めていくというふうに僕は理解をしているので、今日、私が質問させていただいたことに、こういう答弁だったよと、会派に持ち帰らせていただいで、明日の採決に臨ませていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○徳光副委員長⇨暫時休憩します。委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後四時五分 休憩

午後四時六分 開議

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

これで質疑を終了いたします。

なお、明日五日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時七分 散会

速記者 長谷川 菜 央